

平成28年度 私立短大経理事務等研修会  
平成28年11月9日～11月11日  
神戸市「ANAクラウンプラザホテル神戸」



## — 講演資料集 —

講演Ⅰ 私学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省

高等教育局 私学部 私学行政課長

蝦名喜之氏

講演Ⅱ 私学共済年金制度の現状

被用者年金制度一元化 — その後 —

日本私立学校振興・共済事業団

広報相談センター長

塩飽勲氏

講演Ⅲ 最近の学校法人会計の動向

日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員長

公認会計士 シニアパートナー

原秀敬氏

講演Ⅳ 『第三者評価』等について

一般財団法人 短期大学基準協会 第三者評価委員会委員

新渡戸文化短期大学 理事・学園長

森本晴生氏

主催：一般財団法人 私学研修福祉会

協力：日本私立短期大学協会



# 目 次

## 講演 I

### 私学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省

高等教育局 私学部 私学行政課長

蝦名 喜之 氏 …… 1

## 講演 II

### 私学共済年金制度の現状

#### 被用者年金制度一元化 — その後 —

日本私立学校振興・共済事業団広報相談センター長

塩飽 勲 氏 …… 53

## 講演 III

### 最近の学校法人会計の動向

日本公認会計士協会 学校法人委員会 委員長

公認会計士 シニアパートナー

原 秀敬 氏 …… 65

## 講演 IV

### 『第三者評価』等について

一般財団法人 短期大学基準協会 第三者評価委員会委員

新渡戸文化短期大学 理事・学園長

森本 晴生 氏 …… 117

講演  
I

講演  
II

講演  
III

講演  
IV



講演 I

私学行政をめぐる最近の動向と課題

文部科学省  
高等教育局 私学部 私学行政課長

蝦名喜之氏



# 私学行政をめぐる最近の動向と課題

高等教育局私学部



## 目次

1. 私学を取り巻く状況	1
2. 私学助成について—平成29年度概算要求・平成28年度第2次補正予算—	17
3. 私学関係税制と平成29年度税制改正要望	44
4. 学校法人経営に係る文部科学省の取組	59
5. 近年の私立学校法の改正について	68
6. 私立大学等の振興に関する検討会議	73
7. 給付型奨学金の創設	80
8. 高大接続改革の進捗状況について	83
9. 新たな高等教育機関	89
10. 文部科学省関係機関における情報セキュリティ対策の強化について	93

# 1. 私学を取り巻く状況

1

## 我が国の高等教育の規模(学校数)

区分	計	大学			短期大学	高等専門学校	専修学校 (専門課程)
		大学	うち大学院を置く 大学				
計	1,175	777	627	341	57	2,770	
	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
国立	137	86	86	0	51	9	
	11.7%	11.1%	13.7%	0.0%	89.5%	0.3%	
公立	111	91	79	17	3	182	
	9.4%	11.7%	12.6%	5.0%	5.3%	6.6%	
私立	927	600	462	324	3	2,579	
	78.9%	77.2%	73.7%	95.0%	5.3%	93.1%	

(平成28年5月1日現在)

(注1) 通信教育のみを行う大学(私立8校(放送大学含む))及び短大(私立2校)を除く。

(注2) 学生募集停止をしている機関を含む。

(注3) 「専修学校(専門課程)」に、熊本地震の被害が甚大であった熊本県の数値は含まれない。

2

(出典) 文部科学省「平成28年度 学校基本統計速報」



## 我が国の高等教育の規模(学生数)

区分	計	大学院	小計	大学			通信教育	専修学校 (専門課程)
				大学 (学部)	短期大学 (本科)	高等専門 (4・5年次)		
計	3,458,185	249,580	3,018,507	2,873,066	124,374	21,067	190,098	582,377
(%)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)	(100.0)
国立	779,839	150,727	629,112	610,266	0	18,846		309
(%)	(22.6)	(60.4)	(20.8)	(21.2)	(0.0)	(89.5)		(0.1)
公立	174,485	16,108	158,377	150,477	6,552	1,348		24,740
(%)	(5.0)	(6.5)	(5.2)	(5.2)	(5.3)	(6.4)		(4.2)
私立	2,503,861	82,745	2,231,018	2,112,323	117,822	873	190,098	557,328
(%)	(72.4)	(33.2)	(73.9)	(73.5)	(94.7)	(4.1)	(100.0)	(95.7)

(注1) 学生数には、「専攻科」、「別科」、「その他」の学生を含まない。

(平成28年5月1日現在)

(注2) 上記には、放送大学学園立の学生を含む。

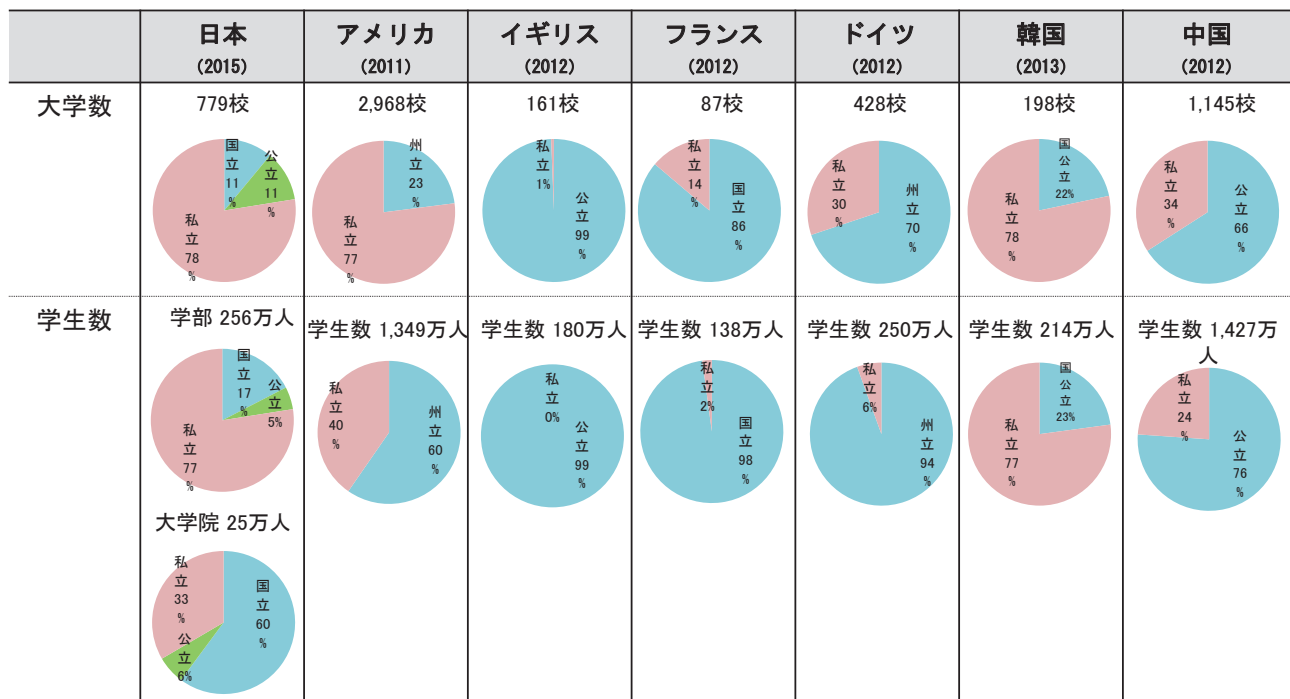
(注3) 「専修学校(専門課程)」に、熊本地震の被害が甚大であった熊本県の数値は含まれない。

3

(出典) 文部科学省「平成28年度 学校基本統計速報」

## 主要国の大学の現状

イギリス、フランス、ドイツは国立大学又は州立大学が7割以上を占めるが、日本、韓国、アメリカは私立大学が7割以上を占めている。



【出典】文部科学省「諸外国の教育統計」平成27(2015)年版、「学校基本統計(平成27年度)」

【注】○日本: 大学 ○アメリカ: 総合大学(大学院含む)・その他の4年制大学(リベラルアーツカレッジ) ○イギリス: 大学・高等教育カレッジ ○フランス: 大学 ○ドイツ: 総合大学・専門大学 ○韓国: 大学・教育大学 ○中国: 大学(本科)

4

# 人口、大学数及び在学者数から見た高等教育の規模(国際比較)

我が国の人口を大学数で除すと、一大学当たり約16万人となり、在学者数を大学数で除すと、一大学当たり約3,300人となる。大学当たりの人口は、アメリカより多く、ヨーロッパより少ない。大学当たりの在学者数は、欧米諸国より少ない。また、人口千人当たりの在学者数は約20人であり、欧米諸国よりも少ない。

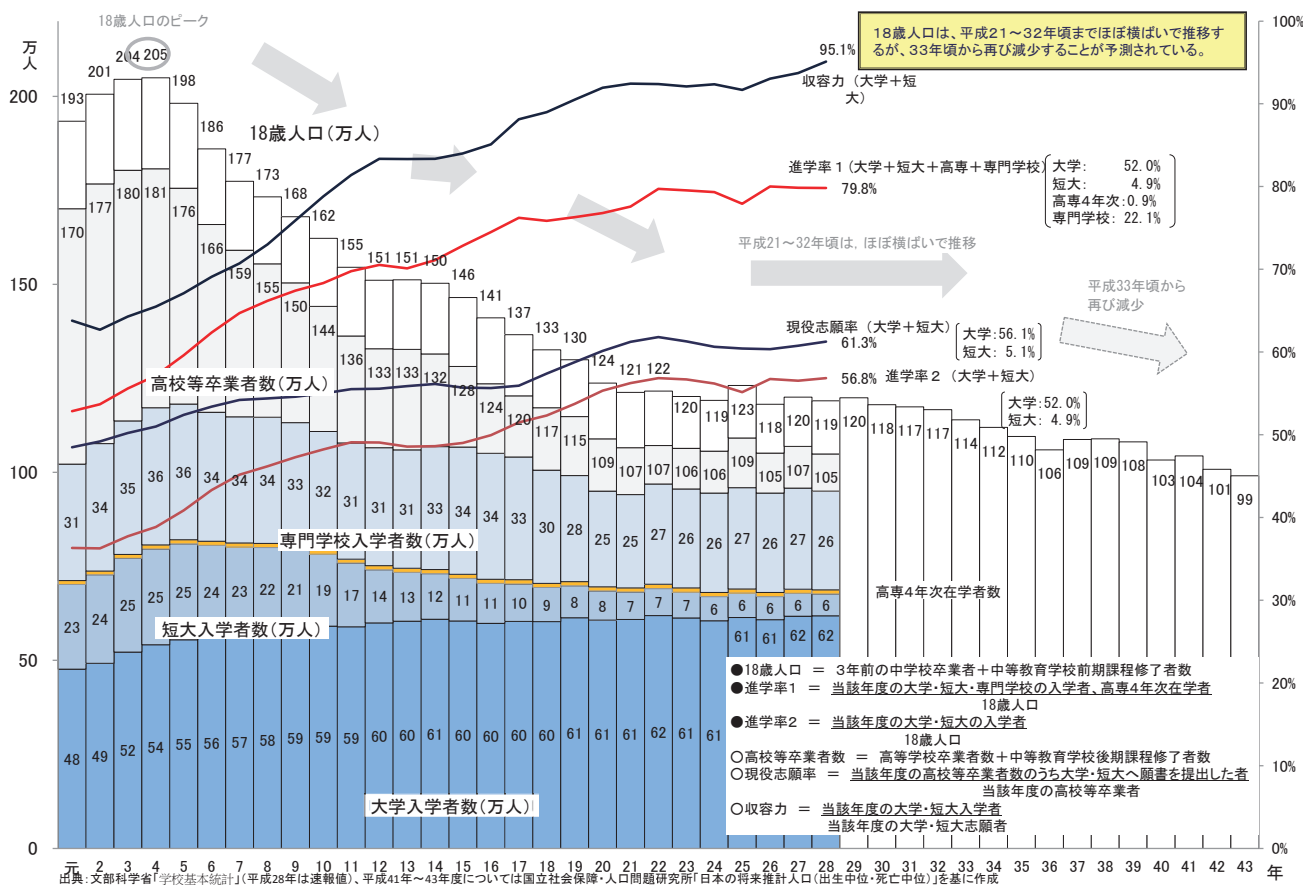
	日本 (2015)	アメリカ (2011)	イギリス (2012)	フランス (2012)	ドイツ (2012)	韓国 (2013)
人口(千人)	127,110	312,390	63,574	63,562	80,478	49,847
大学数(校)	779	2,968	161	87	428	198
在学者数(千人)	2,556	13,494 <small>※パートタイムの学生を含む</small>	1,804 <small>※パートタイムの学生を含む</small>	1,377	2,499	2,138
$\frac{\text{人口(千人)}}{\text{大学数}}$	163.1	105.0	394.9	730.6	188.0	251.8
$\frac{\text{在学者数(千人)}}{\text{大学数}}$	3.3	4.5	11.2	15.8	5.8	10.8
$\frac{\text{在学者数(人)}}{\text{人口(千人)}}$	20.1	43.3	28.4	21.7	31.1	42.9

【出典】○大学数及び在学者数：文部科学省「諸外国の教育統計」平成27(2015)年版、文部科学省「学校基本統計(平成27年度)」

○人口：国連人口部「World Population Prospects」

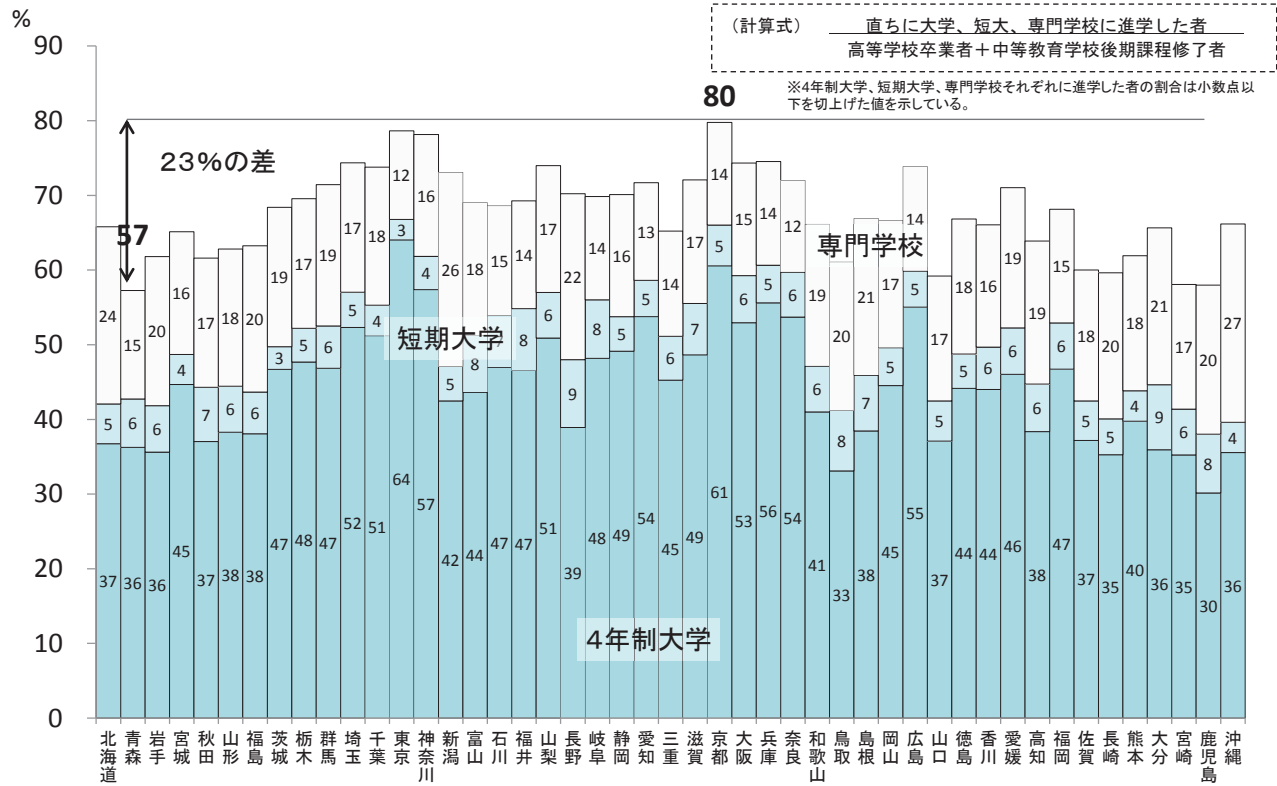
【注】○日本：大学 ○アメリカ：総合大学(大学院含む)・その他の4年制大学(リベラルアーツカレッジ) ○イギリス：大学・高等教育カレッジ ○フランス：大学 ○ドイツ：総合大学・専門大学 ○韓国：大学・教育大学

## 18歳人口と高等教育機関への進学率等の推移(平成元年度以降)



# 都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率

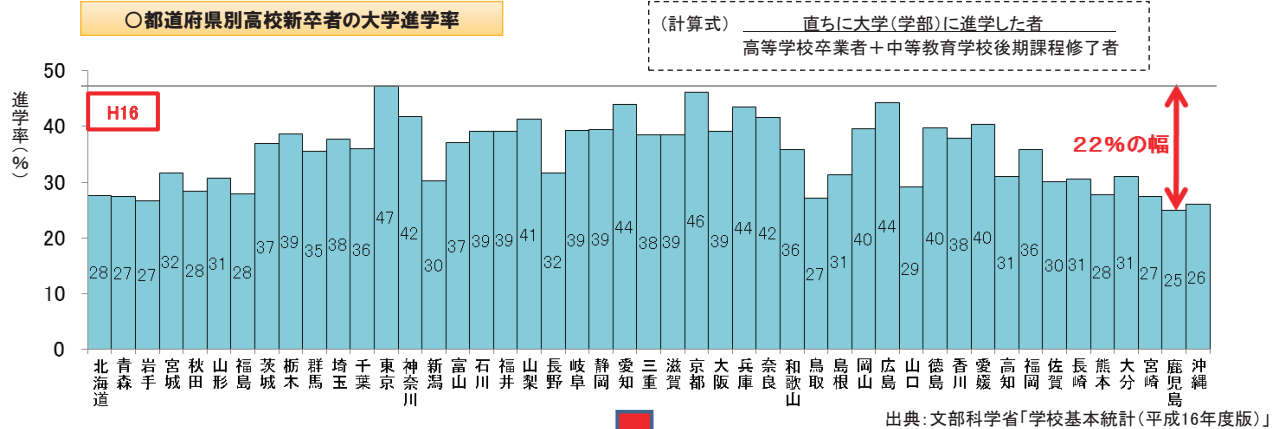
○平成27年度の都道府県別高校新卒者の4年制大学、短期大学、専門学校への進学率は、京都(80%)が最も高く、青森(57%)が最も低い。京都と青森では23%の差。



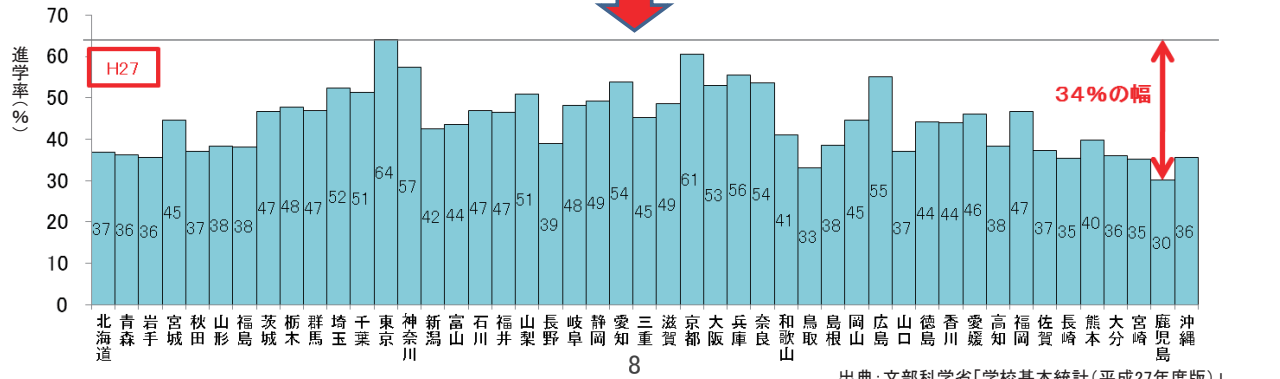
7 出典: 文部科学省「平成27年度 学校基本統計」

# 大学進学率の地域間格差

○都道府県別の大学進学率の格差(最も高い県の進学率と最も低い県の進学率の差)は、10年間で10%以上拡大している(22%→34%)。



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成16年度版)」



出典: 文部科学省「学校基本統計(平成27年度版)」

# 大学進学時の都道府県間人口移動

**流入超過：10都府県**

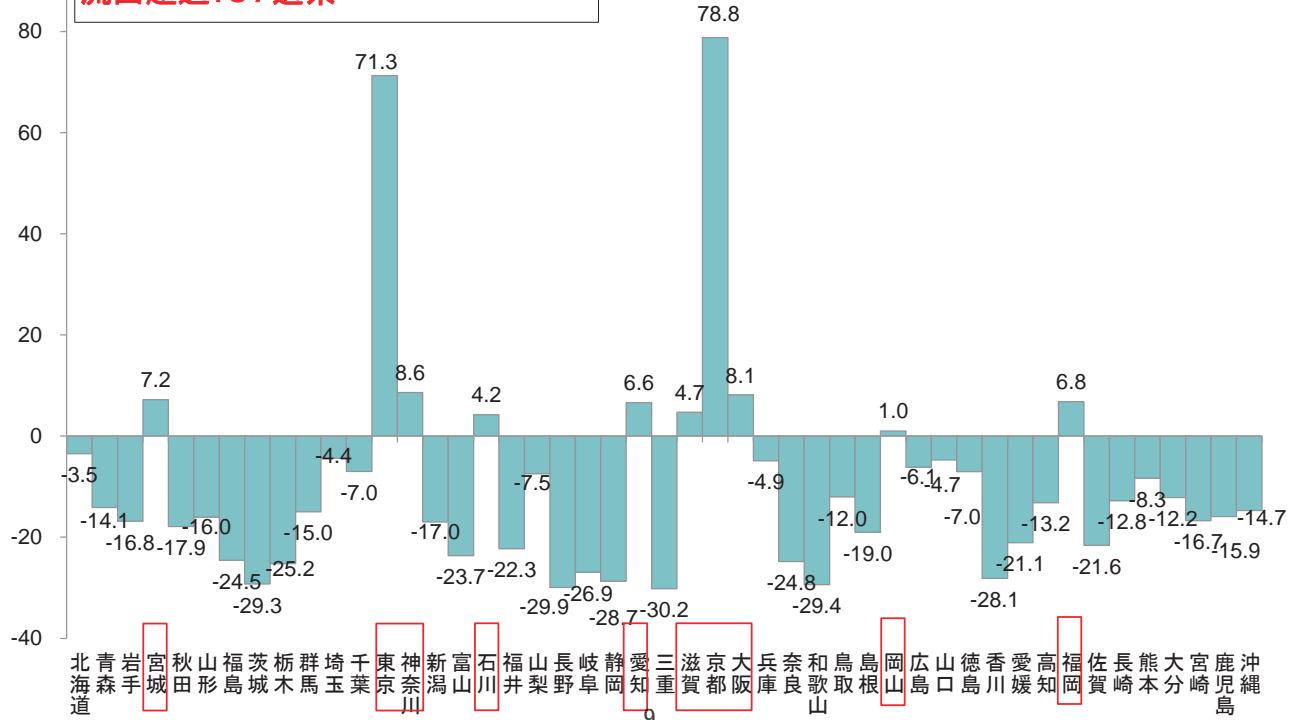
(京都府、東京都、神奈川県、大阪府、宮城県、福岡県、愛知県、滋賀県、石川県、岡山県)

**流出超過：37道県**

※当該都道府県の高卒者数を100とした場合の流入者(「-」は流出者)の割合

(計算式)

$$\frac{\text{県外からの進学者数} - \text{県内高校から県外への進学者数}}{\text{高等学校卒業生数} + \text{中等教育学校後期課程修了者数}}$$

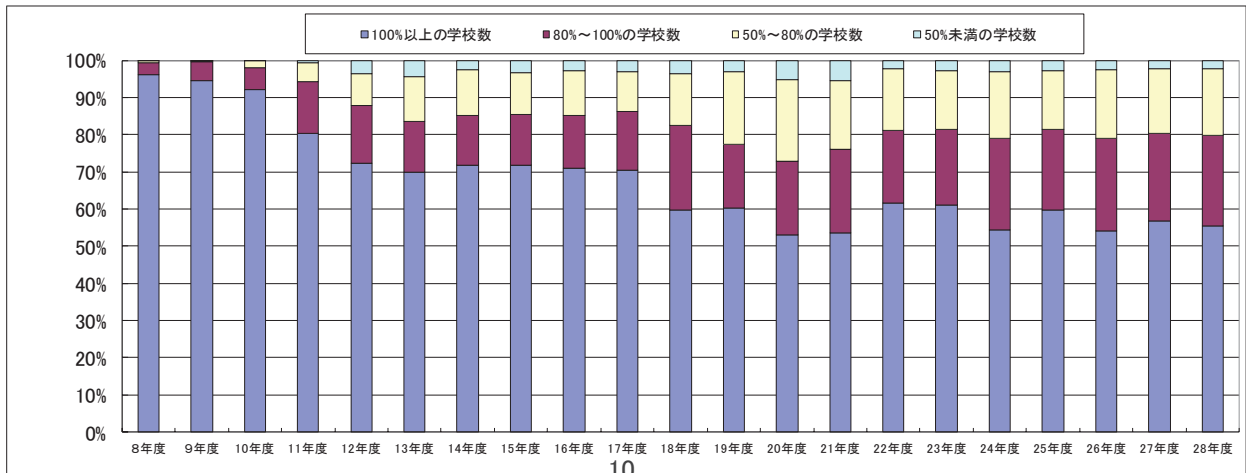


※文部科学省が「平成27年度 学校基本調査」を基に作成

# 私立大学の入学定員充足状況

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
大学数	419	425	439	450	471	493	508	521	533	542	550	559	565	570	569	572	577	576	578	579	577
100%以上の学校数	403	402	404	361	340	344	364	374	378	382	329	337	299	305	351	349	313	344	313	329	320
割合	96.2%	94.6%	92.0%	80.2%	72.2%	69.8%	71.7%	71.8%	70.9%	70.5%	59.8%	60.3%	52.9%	53.5%	61.7%	61.0%	54.2%	59.7%	54.2%	56.8%	55.5%
80%~100%の学校数	13	21	26	63	74	68	68	71	76	86	125	96	112	128	110	116	143	125	143	136	140
割合	3.1%	4.9%	5.9%	14.0%	15.7%	13.8%	13.4%	13.6%	14.3%	15.9%	22.7%	17.2%	19.8%	22.5%	19.3%	20.3%	24.8%	21.7%	24.7%	23.5%	24.3%
50%~80%の学校数	2	1	8	23	40	59	63	59	64	57	76	109	125	106	95	91	103	91	107	101	104
割合	0.5%	0.2%	1.8%	5.1%	8.5%	12.0%	12.4%	11.3%	12.0%	10.5%	13.8%	19.5%	22.1%	18.6%	16.7%	15.9%	17.9%	15.8%	18.5%	17.4%	18.0%
50%未満の学校数	1	1	1	3	17	22	13	17	15	17	20	17	29	31	13	16	18	16	15	13	13
割合	0.2%	0.2%	0.2%	0.7%	3.6%	4.5%	2.6%	3.3%	2.8%	3.1%	3.6%	3.0%	5.1%	5.4%	2.3%	2.8%	3.1%	2.8%	2.6%	2.2%	2.3%
入学定員未充足校	16	23	35	89	131	149	144	147	155	160	221	222	266	265	218	223	264	232	265	250	257
割合	3.8%	5.4%	8.0%	19.8%	27.8%	30.2%	28.3%	28.2%	29.1%	29.5%	40.2%	39.7%	47.1%	46.5%	38.3%	39.0%	45.8%	40.3%	45.8%	43.2%	44.5%
充足率80%以上校	416	423	430	424	414	412	432	445	454	468	454	433	411	433	461	465	456	469	456	465	460
割合	99.3%	99.5%	97.9%	94.2%	87.9%	83.6%	85.0%	85.4%	85.2%	86.3%	82.5%	77.5%	72.7%	76.0%	81.0%	81.3%	79.0%	81.4%	78.9%	80.3%	79.7%

(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。

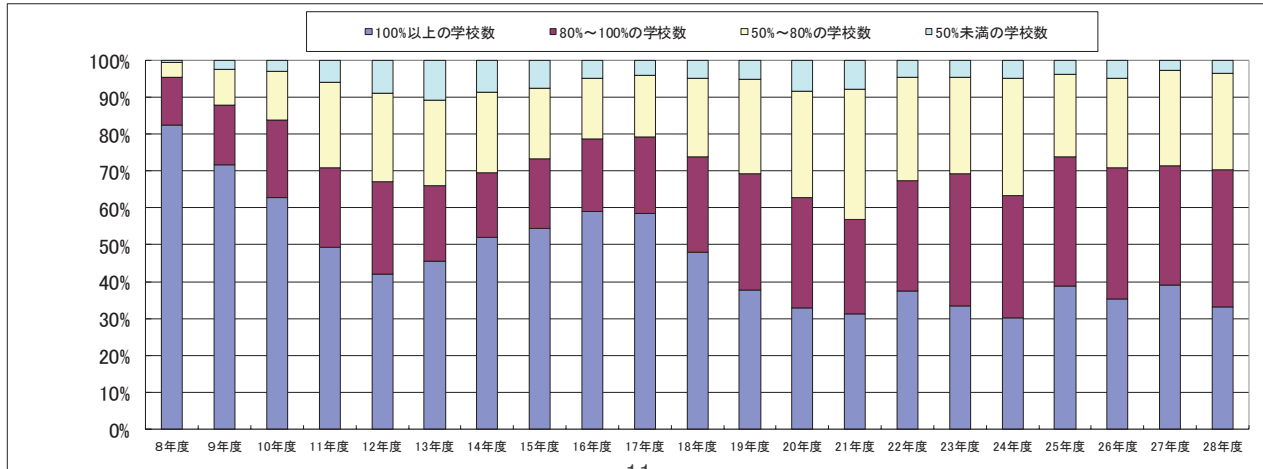


10 日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

## 私立短期大学の入学定員充足状況

区分	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度
短期大学数	491	493	486	469	460	449	435	416	400	383	373	365	360	356	344	338	330	324	320	315	311
100%以上の学校数	405	354	305	231	193	204	226	226	236	224	179	138	118	111	129	113	100	126	113	123	103
割合	82.5%	71.8%	62.8%	49.3%	42.0%	45.4%	52.0%	54.3%	59.0%	58.5%	48.0%	37.8%	32.8%	31.2%	37.5%	33.4%	30.3%	38.9%	35.3%	39.0%	33.1%
80%~100%の学校数	63	79	102	101	116	93	77	79	79	79	96	115	108	91	103	121	109	113	114	102	116
割合	12.8%	16.0%	21.0%	21.5%	25.2%	20.7%	17.7%	19.0%	19.8%	20.6%	25.7%	31.5%	30.0%	25.6%	29.9%	35.8%	33.0%	34.9%	35.6%	32.4%	37.3%
50%~80%の学校数	20	48	64	109	110	104	94	80	65	64	80	93	104	126	96	88	105	73	77	81	81
割合	4.1%	9.7%	13.2%	23.2%	23.9%	23.2%	21.6%	19.2%	16.3%	16.7%	21.4%	25.5%	28.9%	35.4%	27.9%	26.0%	31.8%	22.5%	24.1%	25.7%	26.0%
50%未満の学校数	3	12	15	28	41	48	38	31	20	16	18	19	30	28	16	16	16	12	16	9	11
割合	0.6%	2.4%	3.1%	6.0%	8.9%	10.7%	8.7%	7.5%	5.0%	4.2%	4.8%	5.2%	8.3%	7.9%	4.7%	4.7%	4.8%	3.7%	5.0%	2.9%	3.5%
入学定員未充足校	86	139	181	238	267	245	209	190	164	159	194	227	242	245	215	225	230	198	207	192	208
割合	17.5%	28.2%	37.2%	50.7%	58.0%	54.6%	48.0%	45.7%	41.0%	41.5%	52.0%	62.2%	67.2%	68.8%	62.5%	66.6%	69.7%	61.1%	64.7%	61.0%	66.9%
充足率80%以上校	468	433	407	332	309	297	303	305	315	303	275	253	226	202	232	234	209	239	227	225	219
割合	95.3%	87.8%	83.7%	70.8%	67.2%	66.1%	69.7%	73.3%	78.8%	79.1%	73.7%	69.3%	62.8%	56.7%	67.4%	69.2%	63.3%	73.8%	70.9%	71.4%	70.4%

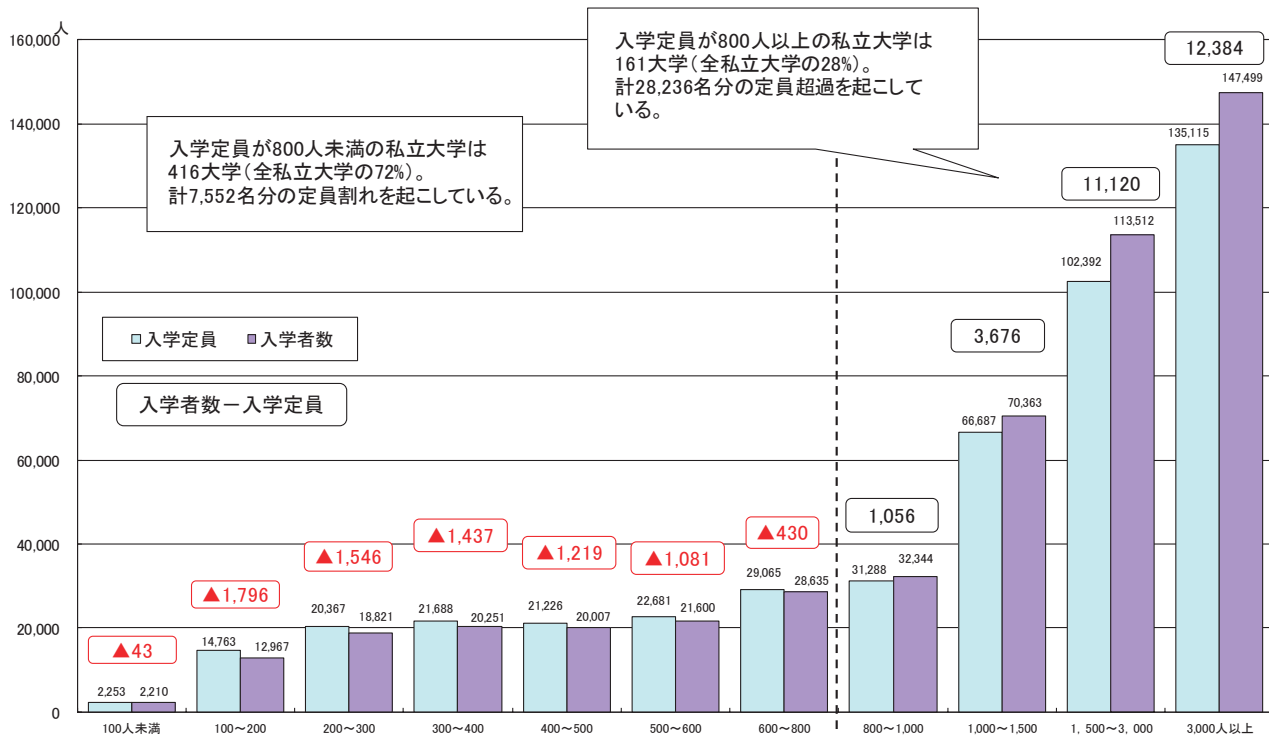
(注) 大学数・短大数に、学生募集停止中の学校、通信制課程・大学院のみを設置する学校は含まない。



11

日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度 私立大学・短期大学等 入学志願動向」より作成

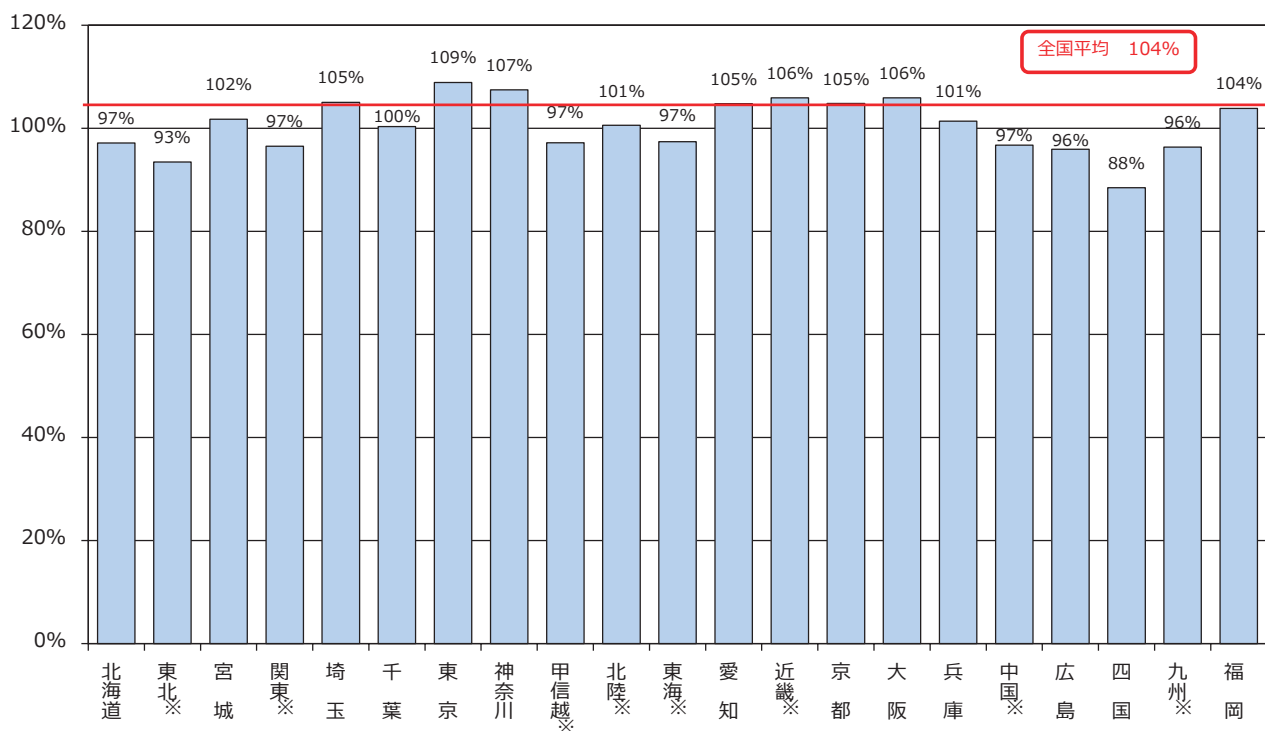
## 規模別の入学定員、入学者数等(平成28年度、私立大学)



(日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

12

## 地域別の入学定員充足率(平成28年度、私立大学)

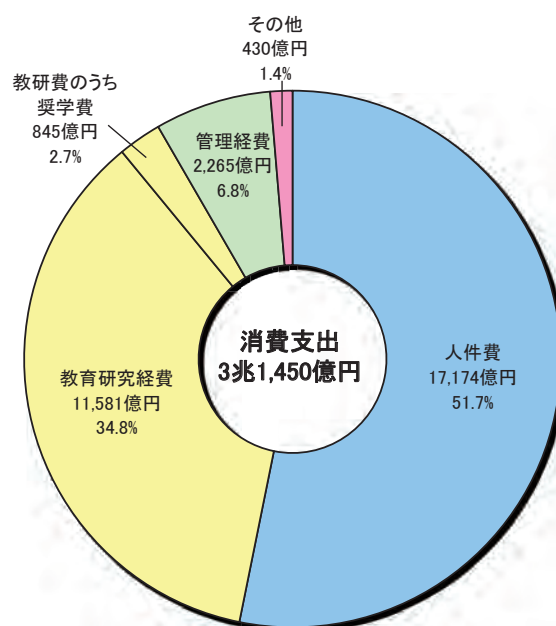
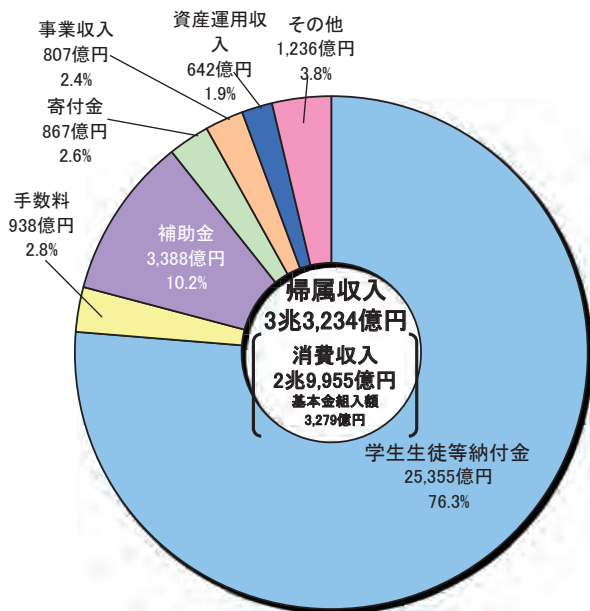


※東北は、青森、岩手、秋田、山形、福島県をいう。関東は、茨城、栃木、群馬県をいう。東海は、岐阜、静岡、三重県をいう。近畿は、滋賀、奈良、和歌山県をいう。中国は、鳥取、島根、岡山、山口県をいう。九州は、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄県をいう。

(日本私立学校振興・共済事業団「平成28年度私立大学・短期大学等入学志願動向」より作成)

13

## 私立大学の収支状況



●帰属収入とは  
帰属収入とは、学生生徒等納付金、寄付金、補助金等の学校法人の負債とならない収入のことで、借入金等は含まない。

●基本金とは  
国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等の新たな取得や高度化、設備の向上等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本(基本金)として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならない。

●消費支出とは  
消費支出とは、人件費、教育研究経費等の支出(減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む)。

※592大学の消費収支計算書を集計

※出典: 日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」

14

# 帰属収支差額の推移状況(大学部門)

(単位：億円)

年度	H9	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26
集計学校数 a	校 425	校 547	校 561	校 572	校 577	校 586	校 579	校 592	校 588	校 591	校 592
帰属収入 b	26,813	31,547	31,950	32,336	32,394	32,379	32,449	33,599	32,946	33,156	33,234
消費支出 c	21,618	28,103	28,808	29,762	30,748	30,307	30,382	32,097	30,921	31,371	31,450
帰属収支差額 d = b - c	5,195	3,444	3,142	2,573	1,646	2,072	2,067	1,502	2,025	1,785	1,784
帰属収支差額比率 e = d ÷ b	19.4%	10.9%	9.8%	8.0%	5.1%	6.4%	6.4%	4.5%	6.1%	5.4%	5.4%
帰属収支差額がマイナスの学校数 f	校 48	校 165	校 179	校 194	校 229	校 230	校 227	校 250	校 208	校 215	校 219
(割合) g = f ÷ a	11.3%	30.2%	31.9%	33.9%	39.7%	39.2%	39.2%	42.2%	35.4%	36.3%	37.0%

● 帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金繰入額等現金支出を伴わないものを含む）を差し引いたもの。

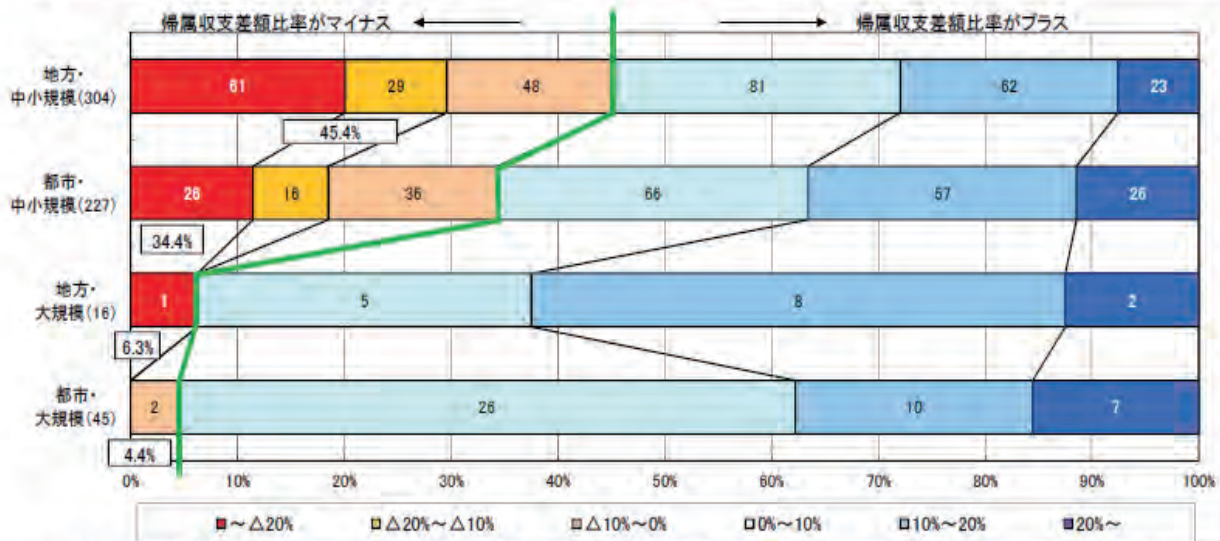
※ 出資（株式）の概念がなく、また、国公立学校のように施設が公費で賄われていない学校法人では、校地・校舎等教育研究の充実に必要な資産相当額を資本（基本金）として帰属収入の中からあらかじめ確保しなければならないため、基本金組入れ相当の帰属収支差額が必要になる。

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政」

15

# 帰属収支差額比率の大学類型別の分布

- ① 帰属収支差額比率がマイナスとなっている大学の割合は、地方・都市とも中小規模大学で高くなっている。
- ② 一方、大規模大学では、ほとんどの大学で帰属収支差額比率がプラスとなっている。



帰属収支差額：学納金、寄付金等の自己収入から、人件費、教育研究経費等の支出（減価償却費、退職給与引当金等現金支出を伴わないものを含む）を差し引いたもの。

・都市：政令指定都市、東京都

・地方：上記以外

・大規模：在籍学生数が8,000人以上

・中小規模：在籍学生数が8,000人未満

(なお、棒グラフ中の数字は、それぞれの範囲にある大学数を示す)

※  $\square$  は帰属収支差額比率がマイナスの割合

	大学数		学生数	
	実数(校)	割合(%)	実数(人)	割合(%)
地方・中小規模	304	51.4	505,939	24.8
都市・中小規模	227	38.3	506,348	24.8
地方・大規模	16	2.7	229,792	11.3
都市・大規模	45	7.6	800,173	39.1
計	592	100.0	2,042,252	100.0

出典：日本私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成27年度版)」

16

## 2. 私学助成について

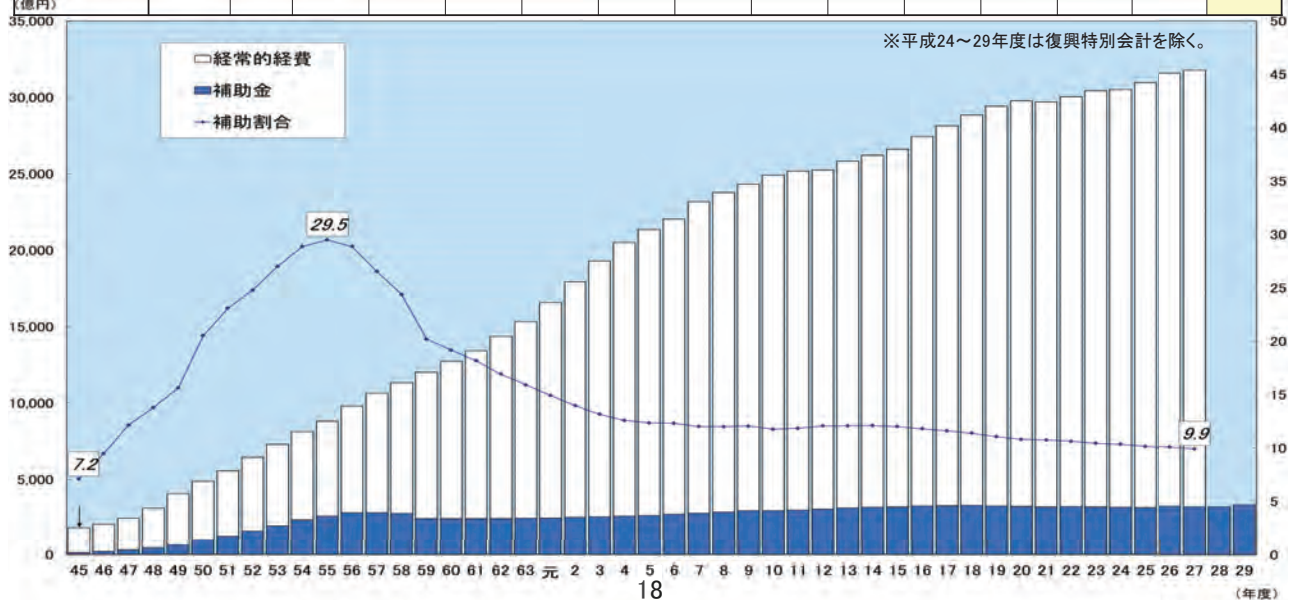
—平成29年度概算要求・  
平成28年度第2次補正予算—

17

### 私立大学等における経常的経費と経常費補助金額の推移

(単位: 億円・%)

区分	S50年度	55年度	H5年度	18年度	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度 (要求)	
経常的経費	4,892	8,818	21,359	28,849	29,426	29,786	29,691	30,052	30,449	30,516	30,977	31,580	31,773			
経常費補助金	総額	1,007	2,605	2,656	3,313	3,281	3,249	3,218	3,222	3,209	3,188	3,175	3,184	3,153	3,153	3,278
	(伸率)	(57.4)	(10.6)	(2.1)	(0.6)	(▲1.0)	(▲1.0)	(▲1.0)	(0.1)	(▲0.4)	(▲0.7)	(▲0.4)	0.3	(▲1.0)	0	0
	伸額	367	250	54	20	▲32	▲32	▲31	4	▲13	▲22	▲12	9	▲31	0	0
	うち特別補助割合	17	73	397	1,109	1,113	1,113	1,102	1,102	398	394	393	422	441	451	544
補助割合	(1.7)	(2.8)	(15.0)	(33.5)	(33.9)	(34.3)	(34.3)	(34.2)	(12.4)	(12.4)	(12.4)	(13.3)	(14.0)	(14.3)	(16.6)	
補助割合	20.6	29.5	12.4	11.5	11.1	10.9	10.8	10.7	10.5	10.4	10.3	10.1	9.9			



18



# 平成29年度 私学助成関係予算要求の概要

29年度要求・要望額：4,761億円(+458億円)

## 私立大学等経常費補助 3,278億円(+125億円)

私立大学等の運営に必要な経常費補助金を確保するとともに、建学の精神や特色を活かした改革に取り組む大学等を重点的に支援する。

(1)一般補助 2,734億円(+32億円)  
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援

(2)特別補助 544億円(+93億円)  
自らの特色を活かして改革に取り組む大学(地域で輝く大学やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対する支援を強化

○地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業 5億円(新規)  
地域の私立大学等が、自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォーム形成や地域発展、大学間・産学連携など大学等の特色化・機能強化を支援

○私立大学等改革総合支援事業 229億円(+62億円)  
教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学を重点的に支援

○私立大学研究ブランディング事業 86億円(+36億円)  
学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学を重点的に支援

○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実112億円(+26億円)  
経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援を充実特に、低所得層に対する授業料減免等について補助率の嵩上げを行う

## 私立大学等教育研究活性化設備整備事業 23億円(前年度同額)

私立大学等改革総合支援事業の一環として、教育の質的転換等の改革の基盤となる教育研究設備の整備を支援する。

## 私立高等学校等経常費助成費等補助 1,059億円(+35億円)

私立高校等の教育条件の維持向上、教育費負担の軽減、学校経営の健全性の向上を図るとともに、各高校等の特色ある取組を支援するため、都道府県による経常費助成等に対して補助を行う。

(1)一般補助 886億円(+15億円)  
都道府県による私立高校等の基盤的経費への助成を支援

(2)特別補助 144億円(+20億円)  
私立高校等の特色ある取組を支援  
・グローバル人材や情報活用能力の育成などの次世代を担う人材育成やアクティブ・ラーニング等による教育の質の向上に取り組む学校への支援を強化  
・障害のある幼児の受入れや長時間の預かり保育を実施する幼稚園に対する支援等の充実 等

(3)特定教育方法支援事業 28億円(+1億円)  
特別支援学校等の特定の教育分野について、その教育の推進に必要な経費を支援

## 私立学校施設・設備の整備の推進 402億円(+297億円)

私立学校の質の高い教育研究活動等の基盤となる施設・設備等の整備を支援する。  
特に、熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備えるべく、私立学校施設の耐震化の一層の促進を図る。

(1)耐震化の促進 225億円(+180億円)  
・校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等を重点的に支援  
・平成28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長

(2)教育・研究装置等の整備 176億円(+117億円)  
教育及び研究のための装置・設備の高機能化等を支援

※ほかに、日本私立学校振興・共済事業団による融資事業(貸付見込額) 700億円(うち財政融資資金 417億円)

19

# 平成29年度概算要求(私立大学等関係予算)のポイント

私立大学等経常費補助 3,278億円(3,153億円) ※括弧内は28年度予算額。数字は概数。  
私立大学等教育研究活性化設備整備費 23億円(23億円)  
【このほか、復興特別会計 18億円(18億円)】

**一般補助【2,734億円(2,701億円)】** ※私立大学等経常費補助に占める一般補助の割合は約83%  
大学等の運営に不可欠な教育研究に係る経常的経費について支援。

### 特別補助【544億円(451億円)】

2020年度以降の18歳人口の急激な減少を見据え、自らの特色を活かして改革に取り組む大学(地域で輝く大学やイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を行う大学等)に対する支援を強化する。

#### ○地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業 5億円(新規) ※上記の特別補助の内数

地域の私立大学等が、自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォーム形成や地域発展、大学間・産学連携など大学等の特色化・機能強化を支援する。

#### ○私立大学等改革総合支援事業 229億円(167億円) ※上記の一般補助及び特別補助の内数

教育の質的転換や地域発展、産業界・他大学等との連携など大学の特色化に向けた改革に全学的・組織的に取り組む大学に対して重点的に支援する。

#### ○私立大学研究ブランディング事業 86億円(50億円) ※上記の特別補助の内数

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対して重点的に支援する。

#### ○経済的に修学困難な学生に対する授業料減免等の充実 112億円(86億円) ※上記の特別補助の内数

経済的に修学困難な学生を対象とした授業料減免等を行う大学等への支援の充実を図る。特に、低所得層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げを行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。

減免対象人数：約1.2万人増(28年度：約4.8万人 → 29年度：約6.0万人)

※上記による支援に加え、熊本地震により被災した学生の授業料減免等への支援を実施。(28億円)

### 【復興特別会計】

#### ○被災私立大学等復興特別補助 18億円(18億円)

東日本大震災により被災した大学の安定的教育環境の整備や被災学生の授業料減免等への支援を実施。

# 私立大学等改革総合支援事業

- 高等教育全体の質の向上には、大学の約8割を占める私学の改革支援が急務。
- このため、各タイプに対応した改革に全学的・組織的に取り組む大学等に対する支援を強化するため、**経常費・設備費・施設費による一体的支援を実施。**
- 私立大学等の特色化・機能強化の促進に向けて、**タイプ2～4の選定校数を拡充**するとともに、**タイプ2及び3については、「地域を支える私立大学連携プラットフォーム形成支援事業」と連動し、加算措置を講ずる。**
- 対象は、延べ870校程度を想定（各タイプ間の重複採択あり）。

平成29年度要求・要望額 263億円(201億円)

経常費	229億円 (167億円)
活性化設備費	23億円 ( 23億円)
施設・装置費	11億円 ( 11億円)

## 基本スキーム

地域を支える私立大学等連携プラットフォーム事業と連動

### タイプ2「地域発展」(240校)

地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

- 自治体との包括連携協定の締結
- 全学的地域連携センターの設置
- 地域社会と連携した地域課題解決のための教育プログラム 等

※三大都市圏にある収容定員8,000人以上の大学等は対象外。

### タイプ3「産業界・他大学等との連携」(160校)

産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

- 教育面を含む産学連携体制の構築
- 長期インターンシップ
- 交流協定に基づく単位互換の実施・交流実績
- 教育プログラムの共同開発、共同研究、共同FD・SD 等

### タイプ4「グローバル化」(120校)

国際環境整備、地域の国際化など、多様なグローバル化を支援

- 実践的な語学教育
- 外国人教員・学生の比率
- 地域のグローバル化への貢献 等

※必須要件 グローバル化対応ポリシーの策定。

### タイプ1「教育の質的転換」(350校)

全学的な体制での教育の質的転換(学生の主体的な学修の充実等)を支援

＜評価する取組(例)＞

- 全学的な教学マネジメント体制の構築
- シラバスの改善(主体的な学修を促す教育課程の編成)
- 学生の学習時間等の把握と充実
- 学生による授業評価結果の活用
- 外部組織と連携したproject-Based Learningの実施 等

+

高大接続改革に積極的に取り組む大学等を追加的に支援

＜評価する取組(例)＞

- 多面的・総合的な入試への転換
- 高等学校教育と大学教育の連携強化
- アドミッションオフィス等の組織改善
- 追跡調査など選抜方法の妥当性の検証 等

21

# 私立大学研究ブランディング事業

平成29年度要求・要望額 123億円

[ 施設・装置：12億円 設備：25億円 経常費：86億円 ]

※「私立大学戦略的研究基盤形成支援事業」の継続採択分の支援を含む

平成28年度予算額 72.5億円 [施設・装置：5.5億円 設備：17億円 経常費：50億円]

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う私立大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

地域で輝く大学等への支援

### タイプA【社会展開型】

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展、深化に寄与する取組

※ 申請は地方大学（三大都市圏以外に所在）又は中小規模大学（収容定員8,000人未満）に限定

イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

### タイプB【世界展開型】

先端的・学際的な研究拠点の整備により、全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する取組

各大学の特色化・機能強化の促進

## 選定方法と審査の観点（イメージ）

事業体制と事業内容を総合的に審査 新規選定：70～80校程度

### 【事業体制】

- 事業実施体制の整備状況（学内予算の配分、外部意見の聴取、外部評価体制）
- 全学的な研究支援体制の整備状況（研究実施体制、研究支援体制、自己点検・評価制度）
- ブランディングに向けた検討状況（学内データ・外部意見を踏まえた検討）等

### 【事業内容】

- 事業目的（現状・課題の分析、分析内容に照らしたテーマ設定の適切性）
- 期待される研究成果（本事業の趣旨との整合性）
- ブランディングの取組（打ち出そうとする独自色、広報、大学運営へ反映する展望） 等

## 補助条件等

- ・ 各年度の申請は両タイプを通じて1大学1件限り
- ・ 各大学における研究の進捗状況及び成果の発信・普及を義務付けるとともに、文部科学省ホームページ等を通じて各大学が打ち出す独自色を発信
- ・ 経常費は最大5年間にわたり定額を措置（1校当たり年額2,000～3,000万円程度）
- ・ 補助対象事業費の下限額：施設・装置1,000万円、設備500万円

22

# 私立大学等経営強化集中支援事業 平成29年度要求額：45億円(45億円)

○18歳人口の急激な減少を見据え、大学内・大学間でのスピード感ある経営改革を進め、地方に高度な大学機能の集積を図る地方の中小規模私立大学等に対し、「私立大学等経営強化集中支援期間」における集中的支援を行う。

## 基本スキーム

対象期間：平成27～32年度(2020年度)までの「**私立大学等経営強化集中支援期間**」

支援対象校：地方の中小規模私立大学等のうち**最大150校程度**

※管理運営不適正等、情報公開の実施状況、役員報酬額(Bのみ)により不交付・減額等の措置を受ける大学等は対象外

選定・配分：**経営改革に向けた取組(経営の新陳代謝)を点数化し、獲得点数の多寡等に応じて傾斜配分**

※自然的・社会的条件を勘案し、条件不利地域に所在する大学等への加算等を実施

※学校種や大学等の規模、地域のバランスに偏りが生ずる場合には、所要の調整を検討

	収容定員充足率	選定率・校数(目安)	配分額
タイプA(経営強化型)	80%~107%	50%程度・60~70校程度	3,000万円(平均)
タイプB(経営改善型)	50%~80%	70%程度・70~80校程度	3,500万円(平均)

## 主な評価項目例

- ◆**経営状況の把握・分析**
    - ・経営状況の把握・分析等に関するSDの実施
    - ・学部等ごとのSWOT分析等の実施
  - ◆**組織運営体制の強化**
    - ・経営方針の企画立案等に係る機能の強化
    - ・監査体制の強化
  - ◆**学生募集・組織改編**
    - ・地域における入学志願動向調査の実施
    - ・定員規模の見直し、学部等の改組(Bのみ)
  - ◆**中長期計画の策定等**
    - ・中長期計画の進捗管理と見直し(PDCA)
    - ・中長期計画策定への教職員の参画状況
  - ◆**他大学等との連携**
    - ・共同IR、共同学生募集活動等の実施
    - ・他大学との学内施設等の共同利用
  - ◆**地域・産業界との連携等**
    - ・地域経済への波及効果の分析
    - ・地方公共団体・企業からの資金提供
  - ◆**人事政策・経費節減等**
    - ・人事考課の導入
    - ・経費節減目標の設定
- ※タイプB枠での申請には、「**経営改善計画**」(財務上の数値目標・達成時期を含む中長期計画)の策定・提出を必須とする。
- ※法人合併、大学統合等を機関決定する場合には、**別枠**で加点する。(Bのみ)

## 平成27年度 私立大学等改革総合支援事業 選定状況(総表)

※( )内は昨年度[26年度]

	大学			短大			高专		申請校数計	選定校数計	選定率	平均点(点)	選定ライン(点)
	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)	選定率	申請校数(校)	選定校数(校)					
タイプ1 【教育の質的転換】	479 (477)	219 (231)	46% (48%)	233 (227)	100 (82)	43% (36%)	2 (2)	1 (1)	<b>714</b> <b>(706)</b>	<b>320</b> <b>(314)</b>	45% (44%)	80.81 (70.07)	88 (78)
タイプ2 【地域発展】	316 (348)	120 (127)	38% (36%)	132 (150)	33 (28)	25% (19%)	1 (1)	0 (0)	<b>449</b> <b>(499)</b>	<b>153</b> <b>(155)</b>	34% (31%)	33.07 (34.29)	40 (43)
タイプ3 【産業界・他大学との連携】	225 (234)	71 (55)	32% (24%)	51 (52)	3 (0)	6% (0%)	1 (1)	1 (0)	<b>277</b> <b>(287)</b>	<b>75</b> <b>(55)</b>	27% (19%)	20.33 (17.12)	29 (27)
タイプ4 【グローバル化】	204 (195)	75 (100)	37% (51%)	40 (43)	3 (3)	8% (7%)	0 (1)	0 (1)	<b>244</b> <b>(239)</b>	<b>78</b> <b>(104)</b>	32% (44%)	50.96 (41.52)	59 (46)
延べ計	1,224 (1,254)	485 (513)	40% (41%)	456 (472)	139 (113)	30% (24%)	4 (5)	2 (2)	<b>1,684</b> <b>(1,731)</b>	<b>626</b> <b>(628)</b>	37% (36%)	—	—
実数計	502 (505)	308 (319)	61% (63%)	242 (238)	111 (92)	46% (39%)	2 (2)	2 (1)	<b>746</b> <b>(745)</b>	<b>421</b> <b>(412)</b>	56% (55%)	—	—

## 平成28年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ1） 設問一覧

### ■タイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」

1 基本的事項に係る評価	(1) 全学的な教学マネジメント体制の構築	1	ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー及びアドミッションポリシーの点検・評価
		2	学長を中心とした全学的な教学マネジメント体制の構築
		3	IR担当部署の設置及び専任の教職員の配置
		4	SDの取組状況
	(2) 教育の質向上に関するPDCAサイクルの確立	5	準備学習に必要な時間等のシラバスへの明記
		6	シラバスの記載内容の適正性について、担当教員以外の第三者によるチェックの実施
		7	学生の学修時間の実態及び学修行動の把握の組織的な実施
		8	学生による授業評価結果の活用
		9	教員の評価制度の設定
		10	FD実施のための組織(委員会等)の設置及び教員の参加状況
		11	アクティブ・ラーニングによる授業の実施
2 多様な取組に関する評価	12	履修系統図又はナンバリングの実施	
	13	オフィスアワーの設定	
	14	GPA制度の導入、活用	
	15	学生の学修成果の把握	
	16	1年間あるいは1学期間に履修科目登録ができる単位数の上限の設定	
	17	学内の教育改革に取り組む教員又は組織(学部等)を財政的に支援するための予算の設定	
	18	大学ポータルサイトで発信する情報の検討・見直しの実施	
3 高大接続改革の推進	19	アドミッション・ポリシーにおける求める学生像の明示	
	20	能力・意欲・適性等を多面的・総合的に評価する入学者選抜の実施	
	21	入学者選抜体制の充実強化	
	22	多様な背景を持つ受験者の受け入れ	
	23	高等学校教育と大学教育の連携強化	

25

## 平成28年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ2） 設問一覧

### ■タイプ2「特色を発揮し、地域の発展を重層的に支える大学づくり」

基本的事項に係る評価	(1) 実施体制	1	大学等所在地の都道府県又は市区町村等との包括連携協定の締結
		2	全学的な地域連携のためのセンターの設置
		3	地域の課題解決に向けた継続的な協議
		4	自治体からの経済的支援の状況
	(2) 貢献内容	5	地域を対象とした学生主体の授業の必修化
		6	教育課程編成の際の自治体・地元産業界等からの意見聴取
		7	地域課題解決を目的とした研究の実施
		8	地方企業等への就職状況
		9	地域における教育支援又は子育て支援の実施
		10	公開講座の実施状況
		11	社会人が就労しながら学修できる多様な履修形態の整備
		12	履修証明プログラムの開講及び社会人受講生への証明書の交付
		13	(⑩を実施している場合)プログラム策定の際の自治体・地元産業界等からの意見聴取
		14	科目等履修生制度に基づく社会人学生の受入
		15	雇用保険法に基づく教育訓練給付制度の対象講座の開設
		16	社会人学生に対する育児支援の実施
		17	高齢者の学び直し

26

## 平成28年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ3） 設問一覧

### ■タイプ3「産業界・国内の大学等と連携した教育研究」

(1) 産学連携	1	産学連携のための部署の設置及び専任教職員の配置
	2	教育課程編成の際の業界別団体又は企業からの意見聴取
	3	業界別団体又は企業からの実務家教員の受入及び体系的な授業科目の実施
	4	複数企業との長期インターンシップの実施
	5	産業界との協定等を締結し、大学等の知的財産・技術の実用化、事業化を目指した取組
	6	企業との共同研究の実施
	7	企業との受託研究の実施
	8	大学等発ベンチャーの設立
(2) 他の国内大学等との連携	9	国内大学等との交流協定等に基づく単位互換制度等
	10	他大学等との交流協定等に基づく学生の派遣・受入
	11	他大学等の教員と協同で教育プログラムや教材の開発等を行い、その成果に基づく授業科目を実施
	12	他大学等と協同でFD又はSDを実施
	13	他大学等との交流協定等に基づく学内施設・設備の共同利用
	14	他大学等との交流協定等に基づく共同研究の実施
	15	他の国内大学等との協定等に基づく、教職員の人事交流

27

## 平成28年度私立大学等改革総合支援事業（タイプ4） 設問一覧

### ■タイプ4「グローバル化への対応」

(1)グローバル環境の整備	1	国際化推進体制の整備
	2	語学力や国際性の優れた日本人を対象とした入試上の配慮
	3	セメスター制の採用
	4	秋入学実施など入学時期の弾力化
	5	グローバル化対応のためのSDの実施
	6	外国人留学生の就業力強化
	7	外国語による情報の公表
	8	外国人留学生の割合
	9	外国人教員の割合
(2)実践的語学力の習得	10	外部語学試験による到達水準の設定
	11	外国語での教授法に関するFDの実施
	12	外国語のみによる授業科目の開設
	13	外国語のみでの履修による卒業等
	14	能力別クラス編成の実施
	15	少人数クラスの開設
	16	ITを活用した語学の自主学習支援（自宅でのe-Learning等）
	17	外国語学試験の対策講座・単位認定・受講料補助
	18	留学生と外国語で交流するスペースの設置・国際寮
(3)学生の留学促進	19	外国語でのアカデミック・ライティング
	20	日本人学生への在学中の海外留学の必修化
	21	海外でのインターンシップの実施
(4)海外大学との交流等	22	海外大学へ留学する学生の割合
	23	海外大学との単位互換に係る協定の締結
	24	海外大学とのダブル・ディグリーに係る協定の締結
	25	サマースクールの実施
	26	海外大学と教員等の人事交流に係る協定の締結
	27	海外における活動拠点の設置
(5)地域のグローバル化貢献	28	外国人留学生・教員と地域との交流
	29	グローバル化に関する講座の実施【新規】
	30	地域の海外への情報発信に対する支援【新規】

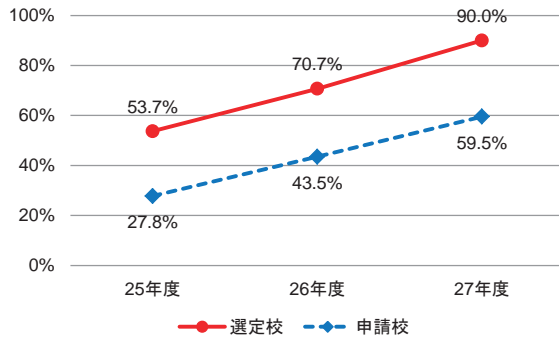
28

# 私立大学等改革総合支援事業の成果(3力年の推移)

## タイプ1

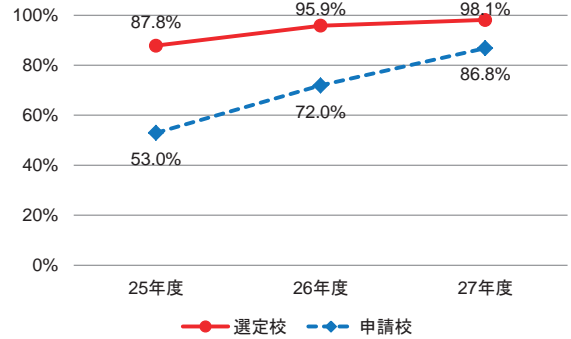
### 学生による授業評価の結果の活用

※全学部等で授業改善の制度的取組を実施している



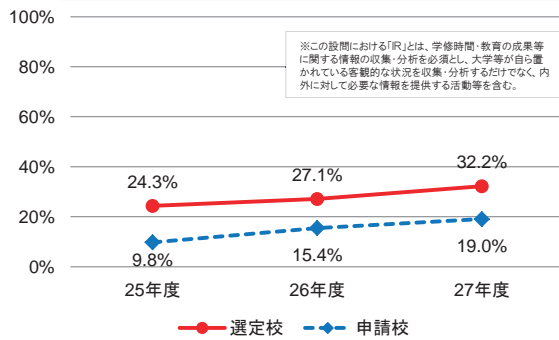
### 学生の学修時間や学修行動の組織的な把握

※全学部等かつ複数の学年で実施している



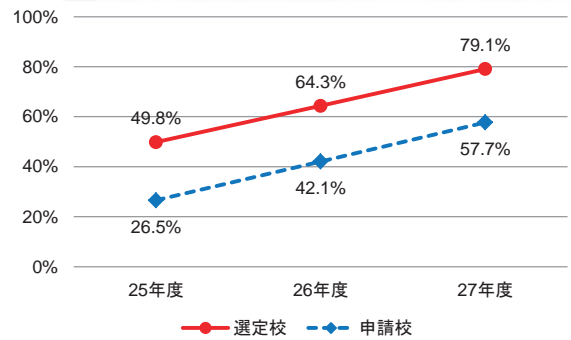
### I R担当部署の設置及び担任教職員の配置

※この設問における「IR」とは、学修時間・教育の成果等に関する情報の収集・分析を必須とし、大学等が自ら置かれている客観的な状況を収集・分析するだけでなく、内外に対して必要な情報を提供する活動等を含む。



### 履修系統図又はナンバリングの実施

※全学部等で実施している



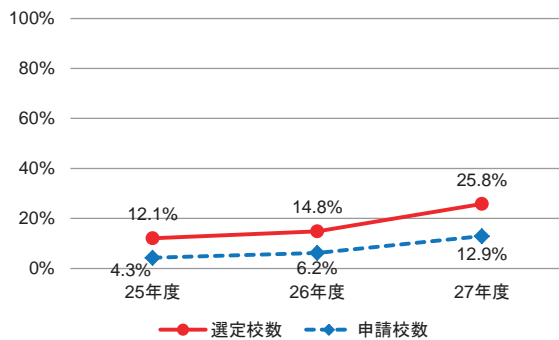
29

# 私立大学等改革総合支援事業の成果(3力年の推移)

## タイプ2

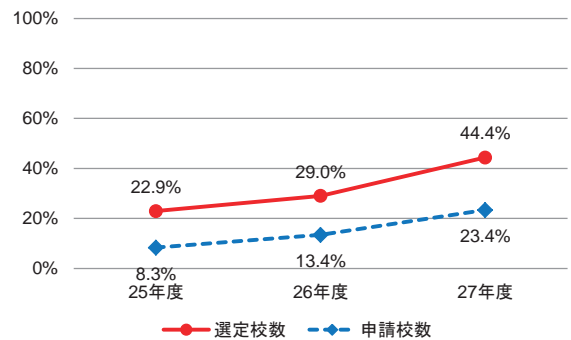
### 地域を対象とした課題解決型学習等の必修化

※8単位以上を必修としている

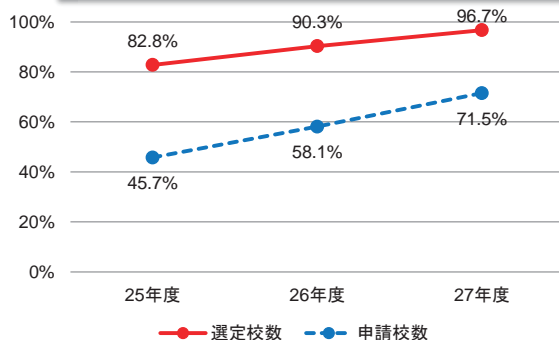


### 教育課程編成時の自治体等からの意見聴取

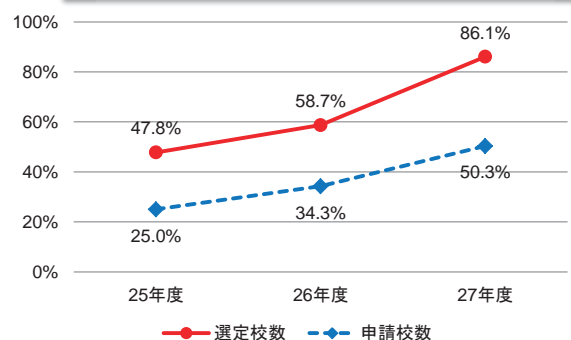
※全学部等・研究科で聴取している



### 地域課題解決を目的とした研究の実施



### 高齢者向けの生涯学習事業等の実施

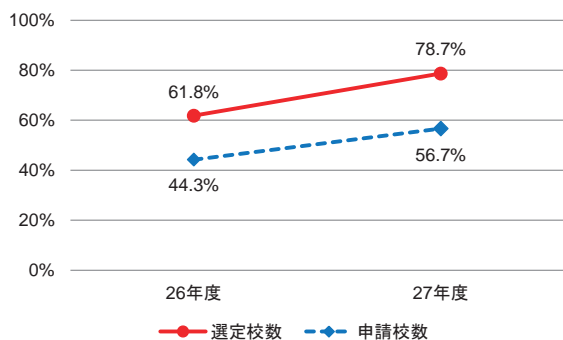


30

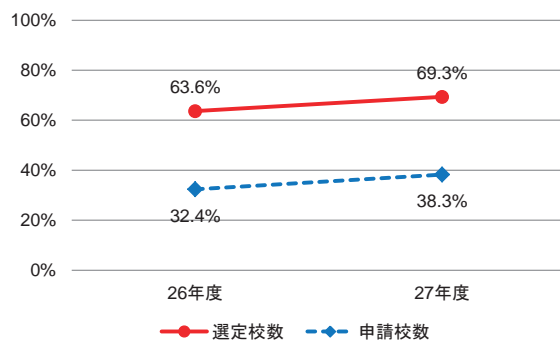
# 私立大学等改革総合支援事業の成果(2カ年の推移)

## タイプ3

複数企業との長期インターシップ受入の協定締結

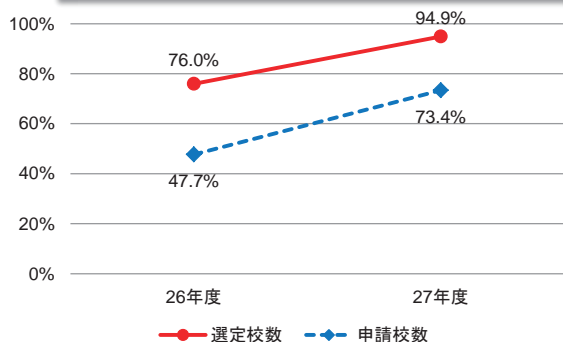


他大学等と共同でFD又はSDの実施

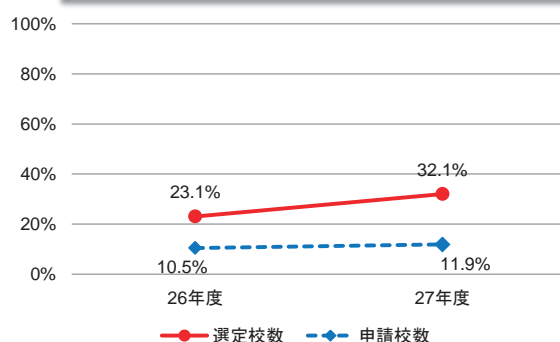


## タイプ4

グローバル化対応のためのSDの実施



外国語のみでの履修による卒業又は課程の修了



31

## 平成27年度 私立大学等経営強化集中支援事業 選定状況 (総表)

区分	大学			短期大学			高等専門 学校	申請 校数 計	選定 校数 計	選定率	平均 (点)	選定 ライン (点)
	申請 校数 (校)	選定 校数 (校)	選定率	申請 校数 (校)	選定 校数 (校)	選定率	申請 校数 (校)					
タイプA 【経営強化型】	51	35	69%	45	23	51%	0	96	58	60%	44.7	37
タイプB 【経営改善型】	24	20	83%	15	12	80%	0	39	32	82%	61.3	41
合計	75	55	73%	60	35	58%	0	135	90	67%	-	-

32

平成28年度 私立大学等経営強化集中支援事業（タイプA） 設問一覧

1 把握・分析 経営状況の	1	SWOT分析の実施	4 経営改善内容	(1) 学生募集	1	地域における入学志願動向調査の実施【重点項目】		
	2	経営上の財務分析の実施			2	卒業生、高等学校関係者や在学生の保護者から意見を聞く機会の有無		
	3	経営・財務状況の把握・分析等についてのSDの実施			3	卒業生の在籍する企業のニーズ調査の実施		
	4	学部等ごとのSWOT分析や経営財務状況の把握・分析			4	学生生活の満足度調査の実施		
2 組織運営体制	(1) ガバナンス体制	1			経営方針の企画立案・連絡調整に係る機能の強化【重点項目】	(2) 組織改編	5	社会人の受入れ状況
		2			経営方針の企画立案・連絡調整プロセスにおける教員の参画		6	留学生の受入れ状況
		3			教職員を対象にした財務状況の説明会の実施		7	オープンキャンパスの状況
		4			理事会機能の強化(理事間の役割分担)		8	中途退学者の現状把握、原因分析及び減少対策
		5	常勤理事における外部人材の有無	(3) 人事政策	1		定員規模の見直しの実施	
	(2) 監査体制	1	常勤の監事の有無		(4) 経費節減・外部資金の獲得等	2	人事政策の策定	
		2	定期的な内部監査の実施			1	経費節減目標の設定と具体的な対応策の実施【重点項目】	
		3	監査計画の立案			2	外部資金獲得に向けた組織体制の強化	
		4	中長期計画の監査の実施			3	寄付金の獲得状況	
		3 中長期計画	1	財務計画を含む中長期計画の有無		5 他大学等との連携	4	大学教育再生戦略推進費の獲得状況
2	中長期計画の進捗管理と見直し【重点項目】		5	受託研究による収入の状況				
3	中長期計画策定段階における教職員の参加		6	共同研究による収入の状況				
4	中長期計画に基づいた予算の作成		6 界との連携等	1	共同IRの実施			
5	中長期計画の学内説明会の実施			2	共同学生募集活動の実施			
1	地域貢献の情報発信【重点項目】	3		共同SDの実施				
2	地元自治体との連携【重点項目】	4		教職員の人事交流				
3	産業界との連携	5		共同教育課程等の実施				
4	企業・地方公共団体からの資金提供等	6	学内施設・設備の共同利用					
5	大学等の取組に関して地域住民との意見交換の機会の有無							

33

平成28年度 私立大学等経営強化集中支援事業（タイプB） 設問一覧

1 把握・分析 経営状況の	1	SWOT分析の実施	4 経営改善内容	(1) 学生募集	1	地域における入学志願動向調査の実施【重点項目】		
	2	経営上の財務分析の実施			2	卒業生、高等学校関係者や在学生の保護者から意見を聞く機会の有無		
	3	経営・財務状況の把握・分析等についてのSDの実施			3	卒業生の在籍する企業のニーズ調査の実施		
	4	学部等ごとのSWOT分析や経営財務状況の把握・分析			4	学生生活の満足度調査の実施		
2 組織運営体制	(1) ガバナンス体制	1			経営方針の企画立案・連絡調整に係る機能の強化【重点項目】	(2) 組織改編	5	社会人の受入れ状況
		2			経営方針の企画立案・連絡調整プロセスにおける教員の参画		6	留学生の受入れ状況
		3			教職員を対象にした財務状況の説明会の実施		7	オープンキャンパスの状況
		4			理事会機能の強化(理事間の役割分担)		8	中途退学者の現状把握、原因分析及び減少対策
		5	常勤理事における外部人材の有無	(3) 人事政策	1		定員規模の見直しの実施	
	(2) 監査体制	1	常勤の監事の有無		(4) 経費節減・外部資金の獲得等	2	人事政策の策定	
		2	定期的な内部監査の実施			1	経費節減(人件費を含む)目標の設定と具体的な対応策の実施【重点項目】	
		3	監査計画の立案			2	役員報酬及び教職員給与額の見直し	
		4	経営改善計画の監査の実施【重点項目】			3	外部資金獲得に向けた組織体制の強化	
		3 経営改善計画	1	経営改善計画の進捗管理と見直し【重点項目】		4	寄付金の獲得状況	
2	経営改善計画策定段階における教職員の参加		5	大学教育再生戦略推進費の獲得状況				
3	経営改善計画の策定及び進捗管理における外部有識者等からの助言【重点項目】		6	受託研究による収入の状況				
4	経営改善計画に基づいた予算の作成		7	共同研究による収入の状況				
5	経営改善計画の学内説明会の実施		5 他大学等との連携	1	共同IRの実施			
1	地域貢献の情報発信【重点項目】	2		共同学生募集活動の実施				
2	地元自治体との連携【重点項目】	3		共同SDの実施				
3	産業界との連携	4		教職員の人事交流				
4	企業・地方公共団体からの資金提供等	5		共同教育課程等の実施				
5	大学等の取組に関して地域住民との意見交換の機会の有無	6	学内施設・設備の共同利用					
6	大学コンソーシアムへの参加による単位互換	6 界との連携等	1	地域貢献の情報発信【重点項目】				
1	地域貢献の情報発信【重点項目】		2	地元自治体との連携【重点項目】				
2	地元自治体との連携【重点項目】		3	産業界との連携				
3	産業界との連携		4	企業・地方公共団体からの資金提供等				
4	企業・地方公共団体からの資金提供等		5	大学等の取組に関して地域住民との意見交換の機会の有無				

34



## 地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成と各大学等の特色化・機能強化の促進

平成29年度要求・要望額 476億円（平成28年度予算額 277億円）

- 地域の私立大学等が自治体、産業界、地域の教育機関と密接に連携・協力し、地域の資源を集約して地域全体の強み・潜在力を最大限に引き出すためのプラットフォームを形成。また、「私立大学等改革総合支援事業」とも連動し、プラットフォームの連携体制強化や地域発展、大学間・産業界との連携を加速。
- 特色ある研究を基軸として全学的な独自色を大きく打ち出す大学に対し、経常費・設備費・施設費を一体とした重点支援等により、私立大学等を通じたイノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する取組を加速。

### 地域で輝く大学等への支援

### イノベーション創出など経済・社会の発展に寄与する大学等への支援

私立大学等改革総合支援事業(263億円)

**タイプ2「地域発展」(240校)**  
地域社会貢献、社会人受入れ、生涯学習機能の強化等を支援

活性化設備整備事業等との一体的重点支援

**タイプ3「産業界・他大学等との連携」(160校)**  
産業界や国内の他大学等と連携した高度な教育研究支援

私立大学等の教育研究基盤整備(装置・設備)に対する支援  
(85億円)

・プラットフォーム参加大学への改革総合(タイプ2, 3)等の加算措置

地域を支える私立大学等連携プラットフォーム形成支援事業(5億円)【新規】



35

私立大学研究ブランディング事業(123億円)

学長のリーダーシップの下、大学の特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組を行う大学に対し、施設費・装置費・設備費と経常費を一体的に支援

**タイプA【社会展開型】**

地域の経済・社会、雇用、文化の発展や特定の分野の発展・深化に寄与する研究を通じた取組

**タイプB【世界展開型】**

全国的あるいは国際的な経済・社会の発展、科学技術の進展に寄与する研究を通じた取組

施設・設備整備費補助との一体的重点支援

70~80件程度選定

## 私立大学等の学生の経済的負担軽減(私学助成)

### ポイント

平成29年度要求・要望額: 112億円(86億円)

- 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等に対する支援を充実。特に、**低所得者層に対する授業料減免等については、補助率の嵩上げ**を行い、経済状況にかかわらず学ぶ意欲のある学生への高等教育を受ける機会保障の強化を図る。(対前年度比**1.2万人増**)

### 支援内容

#### 1. 授業料減免事業等支援

支援対象: 経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施している私立大学等。

配分方法: **家計基準300万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の2/3以内で支援。**

家計基準841万円以下の学生に対する授業料減免等 所要経費の1/2以内で支援。

減免対象: **約6万人**(対前年度比**1.2万人増**)

#### 2. 各大学における特色ある経済的支援策

##### (1) 卓越した学生への経済的支援

成績優秀者等への授業料減免等を実施している私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。※収容定員毎に人数の上限有り)

##### (2) 学内ワークスタディ

教育支援活動等に従事する学生に経済的支援を実施している私立大学等を支援。(所要経費を加算。※加算金額について上限有り)

##### (3) 産学合同スカラシップ

産業界・自治体と連携した経済的支援を実施している私立大学等を支援。(産業界等から得た金額等に応じて一定額を加算。)

※上記の他、

・熊本地震により被災した学生に対し、授業料減免等の事業を実施する私立大学等を支援。(所要経費の2/3以内で支援。)(28億円)

・被災私立大学等復興特別補助(復興特別会計)において、東日本大震災により被災し経済的に修学困難な学生に対し、授業料減免等の事業を実施する被災3県に所在する私立大学等を支援。(福島県は、所用経費の4/5以内で支援。宮城県・岩手県は、所要経費の2/3以内で支援。)(18億円の内数)

36

# 私立学校施設・設備の整備の推進

※( )は28年度予算額、[ ]は28年度第2次補正予算額

平成29年度要求・要望額	402億円(104億円)	[301億円]
私立学校施設整備費補助金(他局計上分含む)	291億円(56億円)	[301億円]
私立大学等研究設備整備費等補助金	97億円(32億円)	
私立学校施設高度化推進事業費補助金	13億円(16億円)	
＜他に、財政融資資金＞	417億円(417億円)	＞

## 1. 耐震化等の促進

225億円(45億円) [301億円]

- 学校施設の耐震化等防災機能強化を更に促進するため、校舎等の耐震改築(建替え)事業及び耐震補強事業等の防災機能強化のための整備を重点的に支援。
- 28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長。

耐震改築(建替え)事業	135億円
耐震補強事業	78億円
その他耐震対策事業(非構造部材等、利子助成)	13億円

## 2. 教育・研究装置等の整備

176億円(60億円)

- 各学校の個性・特色を活かした教育研究の質の向上のための装置・設備の高機能化等を支援。

区分	補助対象事業	対象学校種	
		大学等	高校等
私立大学等の教育研究基盤整備	教育研究基盤の強化・人材育成機能の充実を図るために必要な教育研究装置・設備等	○	
私立大学研究ブランディング事業	特色ある研究を基軸として、全学的な独自色を大きく打ち出す取組に必要な研究装置・設備等	○	
私立大学等改革総合支援事業	全学的・組織的な改革取組に必要な教育・研究装置等	○	
私立高等学校等IT教育設備整備推進事業	高等学校、中学校、小学校等のコンピュータ等IT教育設備		○
その他	校内LANの敷設工事、バリアフリー化工事、安全機能強化(防犯対策、アスベスト対策)工事、エコ改修工事等	○	○

37

※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

# 私立学校施設の耐震化等防災機能強化

平成29年度要求・要望額 225億円

(平成28年度予算額 45億円、平成28年度第2次補正予算額 301億円)

今般の熊本地震や東日本大震災の教訓等を踏まえ、また今後発生が懸念されている南海トラフ地震等に備え、早急な児童・生徒等の安全確保が不可欠であり、私立学校施設の耐震化を一層促進することが必要。

### 【内容】

学校施設の耐震化の早期完了を目指し、校舎等の耐震改築(建替え)及び耐震補強による防災機能強化のための施設整備等に対し、重点的に財政支援。

私立学校施設の耐震化については、耐震化率(※)が高校等で約86%、大学等で約89%と、耐震対策が大幅に遅れている状況。(※平成28年4月現在の速報値)

#### ◆ 耐震改築(建替え)事業 135億円

(28'予算額:18億円、28'補正予算額:195億円)  
(補助率:大学1/2 高校等1/3)

28年度までの時限措置となっている耐震改築への補助制度を延長

#### ◆ 耐震補強事業 78億円

(28'予算額:16億円、28'補正予算額:101億円)

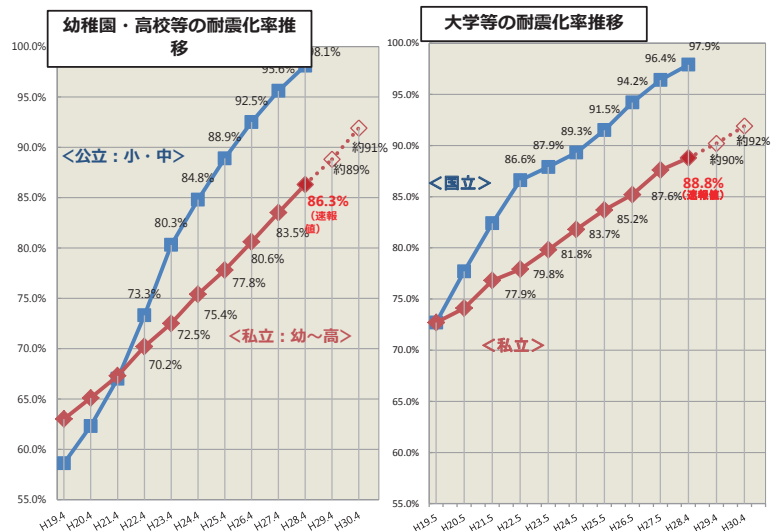
(補助率:大学1/2

高校等1/3 [1s値0.3未満の場合1/2])

#### ◆ その他耐震対策事業 13億円

(28'予算額:11億円、28'補正予算額:5億円)

(非構造部材等、利子助成)



※この他に、日本私立学校振興・共済事業団による耐震化融資を実施 29'計画(貸付事業規模):380億円

※端数処理の都合上、合計が一致しない場合がある。

38

構造体に甚大な被害が生じた耐震化未完了の私立学校施設（熊本地震）

＜柱のせん断破壊＞



＜校舎エントランス＞



＜鉄筋が露出した柱＞



＜崩壊し鉄筋が露出した壁＞



＜校舎内の柱に亀裂＞



39

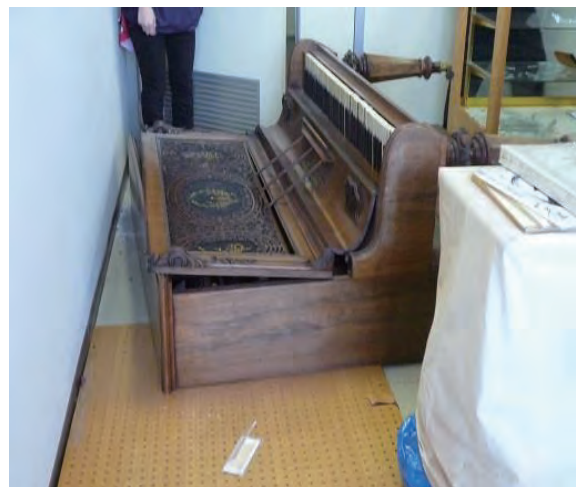
23

甚大な被害が生じた耐震対策未完了の非構造部材（熊本地震）

＜天井材の落下＞



＜設備器具の破損＞



40

24

# 私立大学等の教育研究基盤整備

平成29年度要望額 85億円

(平成28年度予算額 4億円)

我が国の大学の約8割を占め、公教育において大きな役割を担う私立大学等の教育研究基盤を強化することにより、多様で特色ある教育及び研究の一層の推進を図ることで、**今後の日本の産業競争力の鍵を握る人材育成機能を充実・強化**すると共に、**地域の経済活動の活性化を誘発**する。

## 教育研究基盤の充実・強化

- 私立大学等の教育研究基盤の整備に要する経費を支援し、人材の育成機能を充実・強化

【私立学校施設整備費補助金】私立大学等の教育・研究用の装置、ICT施設改修工事等の整備に係る経費の一部を支援<補助率：1/2>

【私立大学等研究設備整備費等補助金】私立大学等の教育・研究用の設備、コンピュータ等IT教育設備に係る経費の一部を支援<補助率：2/3 or 1/2>

### 技術革新、科学技術の進展を担う人材育成に寄与する最先端の研究装置・設備



【高温高圧調理器】

農産加工品の食品科学に係る物理化学的解析序の解明



【自動ペプチド合成機】

筋疾患に対する統合創薬

### 経済・社会の発展を担う人材育成に貢献する教育装置・設備



【プロジェクター等による学習支援システム】

能動的な学習を促す環境整備

(別紙)

## 平成28年度第2次補正予算(私立学校関係)について

1. 熊本地震からの復旧・復興に向けた財政支援 **149億円**

(1) 私立学校施設・設備の災害復旧費 **91億円**

○ 激甚法第17条等に基づく国庫補助(補助率1/2)

※このほか、専修学校分として8億円

(2) 私立学校の教育研究活動復旧費 **30億円**

○ 教育研究活動を震災前の状況に一刻も早く早く回復できるよう、被災した学校を対象に、経常費助成において支援

(3) 被災学生等の経済的負担の軽減 **28億円**

○ 私立大学等が実施する授業料等減免事業の一部を補助(補助率2/3)

※このほか、都道府県が実施する私立高等学校等の授業料等減免事業に対する支援として、被災児童生徒就学支援等事業(熊本地震対応分)において所要額を計上(11億円の内数)

2. 私立学校施設の耐震化等 **301億円**

○ 私立学校施設の耐震化の早期完了を目指し、改築(建替え)及び補強による防災機能強化のための施設整備に対し、重点的に財政支援(補助率：大学1/2、幼稚園・高校等1/3 (1s値0.3未満の補強は1/2))

熊本地震における被害状況等

安全確保

- 耐震化が未完了であった学校施設においては、構造体に甚大な被害が生じた。
- 落下防止対策が行われていなかった吊り天井では脱落やずれ等の被害があった。
- 外壁・窓等で古い工法のものや経年劣化したものは落下等の被害が顕著であった。
- 私立学校は、国公立学校に比べて耐震化が大幅に遅れており、非構造部材を含め、被害が顕著であった。

避難所機能

- ◆ 避難所と指定されていない学校においても多数の避難者の受け入れが行われた事例があった。
- ◆ 備蓄倉庫や太陽光発電設備等が役立つ事例があった一方で、トイレや電気の確保等でさまざまな不具合が発生。
- ◆ 鍵の管理や避難所開設の可否判断など、避難所となる学校施設の管理等についても課題が指摘された。



柱のせん断破壊



経年劣化した外壁の落

学校設置者等が行うべき今後の推進方策

- ① 構造体の耐震化・吊り天井の落下防止対策の推進
  - 耐震化・落下防止対策が未完了の設置者は、**早期完了を目指して、取組を一層推進**すること。
- ② 非構造部材の耐震点検・耐震対策の推進
  - **建築の専門家による耐震点検**を実施し、点検結果を踏まえて、**必要な対策を実施**すること。
  - 特に、**古い工法で設置されている非構造部材**や**経年劣化が進行している学校施設**については、**早急に点検を実施**し、点検結果を踏まえ、優先順位を付けて**計画的に老朽化対策を実施**すること。
- ③ 防災機能強化のための連携促進等
  - 避難所に指定されていない学校等においても、災害時には避難者を受け入れる場合があるため、地域の防災部局と連携しながら、**防災上必要となる一定の備えをしておく**こと。



国は、引き続き、**取組の推進を要請**するとともに、**集中的な財政支援**を図っていくことはもとより、**学校法人や都道府県とも連携し、きめ細やかな対応**を行っていく必要がある。

## 3. 私学関係税制と平成29年度税制改正要望

# 学校法人に係る税制の概要

## 《 学校法人に対する優遇措置 》

国税	法人税	<b>【教育研究事業】 非課税</b> <b>【収益事業】 課税 軽減税率 19%</b> 〔株式会社等の場合、税率23.4%〕 <b>※みなし寄附金の特例</b> （収益事業所得の教育研究事業への支出） 収入の50%（当該金額が年200万円未満の場合は200万円）まで損金算入可能 （通常の公益法人等は20%） <b>※収益事業の適用除外</b> 私立大学における受託研究収入については、契約において研究成果の公開を規定している等
	その他の税目	<b>非課税</b> 所得税（利子、配当所得等）、登録免許税（目的外不動産を除く）、 印紙税（無利息等の条件で学校法人等が行う奨学金貸与事業における借用 証書等に係るもの。H28.4.1以降の非課税の確認を受けた日～ H31.3.31に 作成されるものについて適用。）
地方税		<b>非課税</b> 住民税、事業税、事業所税（収益事業に係るものを除く） 不動産取得税、固定資産税、特別土地保有税、都市計画税（目的外不動産等を除く）

## 《 学校法人に対する寄附に係る優遇措置 》

寄附者		個人からの寄附	法人からの寄附
学校法人に 直接の 寄附	国税	<b>【税額控除額】</b> （平成23年度改正） $(\text{寄附金額} - 2000 \text{円}) \times 40\%$ <b>（所得税額の25%が限度額）</b>	
	地方税	<b>【所得控除額】</b> $\text{寄附金額} - 2000 \text{円}$ <b>（総所得の40%が上限）</b> ☆	<b>【損金算入限度額】</b> $\text{資本金等の額} \times 0.375\%$ $+$ $\text{当該年度所得} \times 6.25\%$ $\times 1/2$
	地方自治体の 条例 により指定 された 寄附金	<b>【税額控除額】</b> $(\text{寄附金額} - 2000 \text{円}) \times 10\%$ <b>（総所得の30%が上限）</b> ☆	
日本私立学校振興・共済 事業団を拠出した寄附 （受託者指定寄附金）		（☆に同じ） 寄附金全額の損金算入が可能	

（※1）次のいずれかの要件を満たし、所轄庁からの証明を受けている学校法人  
 ① 經常収入金額のうち、寄附金収入金額が20%以上を占めること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。  
 ② 3,000円以上の寄附を行った寄附者数が年平均100人以上であること。ただし、以下の場合は要件が緩和される。  
 (1) 実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（ア）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。  
 (2) 実績判定期間内に、公益目的事業費用等が1億円に満たない年度がある場合。このとき当該事業年度の判定基準寄附者数は（イ）の通り計算し、かつ（ウ）の要件を満たすこと。  
 (ア) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 5000 ÷ 定員等の総数（当該総数が500人未満の場合は500）  
 (イ) 判定基準寄附者数 = 実際の寄附者数 × 1億 ÷ 公益目的事業費用等の合計額（当該合計額が1千万円未満の場合は1千万）  
 (ウ) 寄付金額が年平均30万円以上  
 （※2）税額控除対象法人及び特定公益増進法人の両方の証明を受けている法人に対して個人が寄附を行う場合、確定申告の際に、寄附者が税額控除制度と所得控除制度のいずれか一方を選択。

45

## 最近の税制改正

○一定の要件を満たした学校法人等に個人が寄附をした場合の税額控除の導入（平成23年度～）

○学校法人の定員・事業規模に  
 応じ、**税額控除の対象法人となるための要件を緩和**  
 （定員については平成27年度～、  
 事業規模については平成28年度～）

○無利息等の条件で学校法人等  
 が行う奨学金貸与事業における借  
 用証書等に係る**印紙税の非課税  
 措置の創設**  
 （平成28年度～）

税額控除対象 法人	大臣所轄		都道府県知事所轄	
	人数	税率	人数	税率
345 法人(平成28 年8月現在)	51.8%	128 法人(平成28 年5月現在)	1.8%	
584 特定公益増進 法人	87.7%	1077 法人(平成28 年5月現在)	14.8%	

## 学校法人に寄附をした場合の税制優遇について

個人が学校法人に対して寄附をした場合には、所得税の計算において優遇措置が認められており、確定申告を行うことによって、**一定額の控除を受けることができます。**

寄附金控除に係る制度は「**所得控除**」と「**税額控除**」の2種類があり、**寄附者の所得額や寄附金額によって控除できる金額が異なります。**

### 所得控除

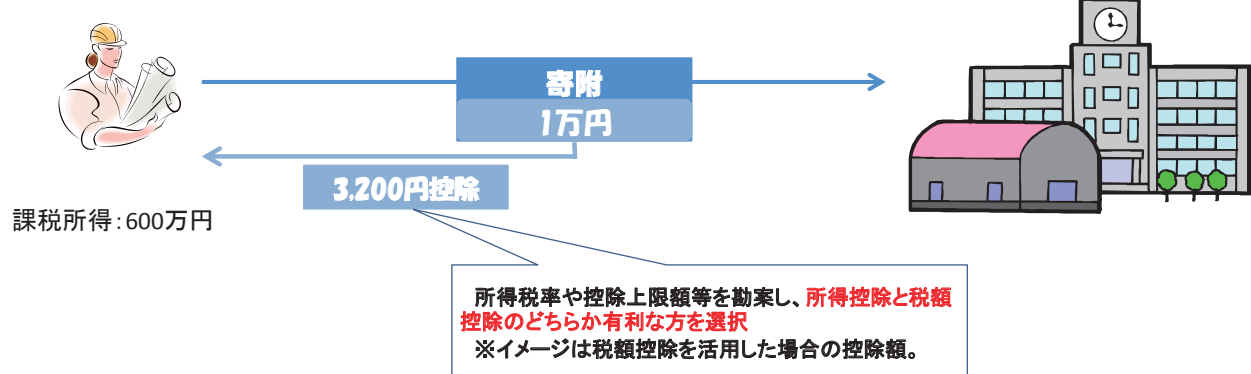
個人の**所得税額**の計算において、**年間の所得金額から寄附金額－2千円を控除**。

### 税額控除

個人の**所得税額**から**(寄附金額－2千円) × 40%**を直接控除。

※所得税額の計算式（年間の所得金額－各種控除額(寄附金控除含む)）× 所得税率＝所得税額

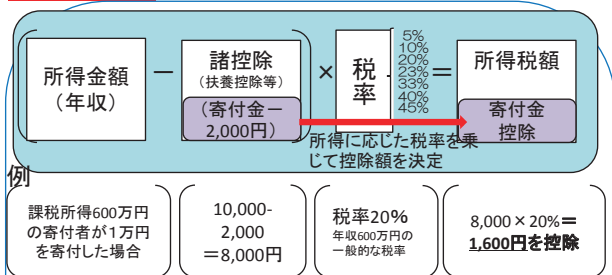
## 【寄附金控除のイメージ】



## 所得控除と税額控除の違い

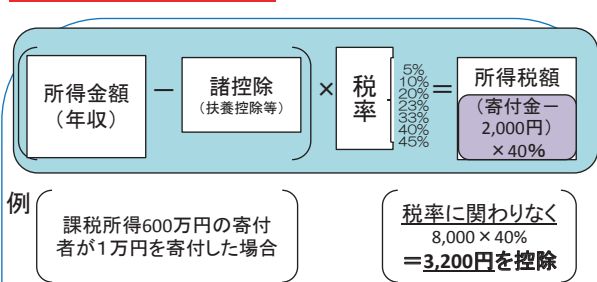
### ◇所得控除

各寄附者の所得に応じた税率を寄付金額に乗じて、控除額を決定。



### ◇税額控除

各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接寄付金額の約4割を控除。



所得税率が低い場合は、税額控除を選択した方が控除割合が高く、有利な場合が多い。

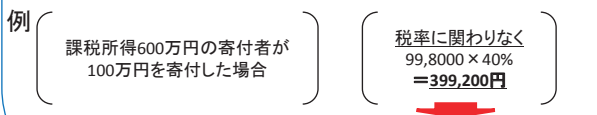
#### 【控除限度額】

寄附金支出額が、総所得金額等の40%に相当する金額を超える場合には、40%に相当する額。



#### 【控除限度額】

控除対象額は、所得税額の25%を限度。



ただし、控除の上限に達してしまうため、実際には193,125円が控除限度額

高額の寄附を行う場合は、税額控除の控除上限額に達してしまうため、所得控除を活用した方が有利な場合が多い。

H27年度  
改正

## 税額控除の要件(PST要件)の緩和について

○ 税額控除は寄附者にとって所得控除よりも有利に働く場合も多い制度ですが、寄附を受ける学校法人が寄附実績に係る一定の要件を満たすことが必要で、従来、寄附実績の少ない小規模な学校法人をはじめとして、活用が困難な状況にありました。

平成26年度までのPST要件(※PST要件:パブリック・サポート・テスト要件)

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上

### 平成27年度税制改正

実績判定期間内に、定員等の総数が5,000未満の事業年度がある法人は、定員等に応じて要件が緩和。

結果として・・・

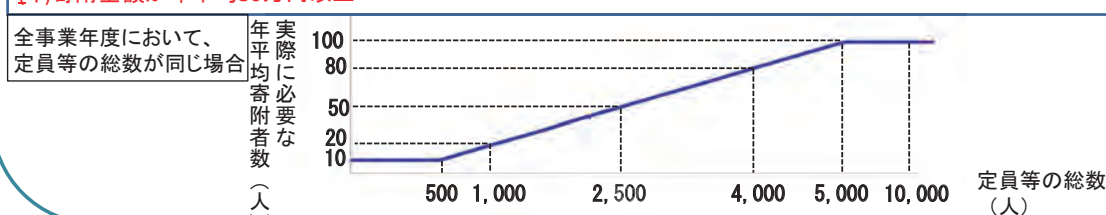
寄附募集に取り組む規模の小さな学校法人が税額控除の対象になりやすくなりました。

#### 緩和後のPST要件

- ① 寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上  
または
- ② 3,000円以上の寄附金を支出した者(判定基準寄附者数)が年平均100人以上。ただし、実績判定期間内に、設置する学校等の定員等の総数が5,000未満の事業年度がある場合、当該事業年度の寄附者数は(ア)の通り計算し、かつ(イ)の要件を満たすこと。

$$(ア) \text{判定基準寄附者数} = \frac{\text{実際の寄附者数} \times 5000}{\text{定員等の総数(当該定員等の総数が500未満の場合は500)}}$$

(イ) 寄附金額が年平均30万円以上



公益活動を促進する観点から、法人の事務負担能力に配慮し、事業規模が小さい公益法人等についても税額控除制度の対象となることができるように、寄附実績に係るPST要件を当該法人の公益目的事業等の規模に応じて緩和する。

■ 改正内容のイメージ

現行のPST(パブリック・サポート・テスト)要件

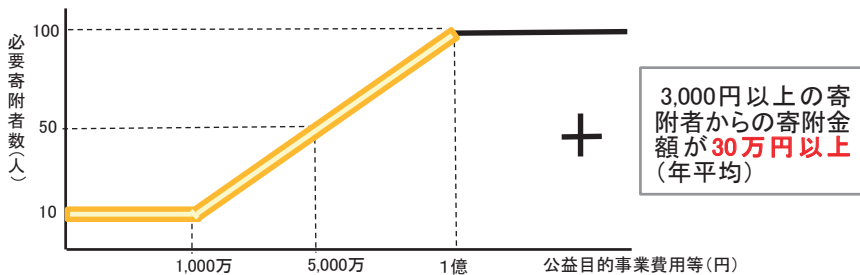
法人が過去に受けた寄附実績(原則5年間)において、以下の要件のいずれかを満たすことが必要。

- 要件① 3,000円以上の寄附者が、平均して年に100人以上。
- 要件② 法人の経常収入金額に占める寄附金等収入の割合が、1/5以上。

改正後のPST要件

各事業年度の公益目的事業費用等が1億円に満たない公益法人等※について、要件①を次のように緩和

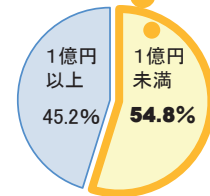
$$\text{要件①の寄附者数 (最低10人)} = 100人 \times \frac{\text{公益目的事業費用等}}{1億}$$



※ 公益法人、学校法人及び準学校法人、社会福祉法人、更生保護法人が対象。  
公益法人以外の判定の基準は、学校法人及び準学校法人にあっては私立学校等の経営に関する事業の費用、社会福祉法人にあっては社会福祉事業費用、更生保護法人にあっては更生保護事業費用。

半数以上の公益法人に係るPST要件が緩和

公益法人の公益目的事業費用

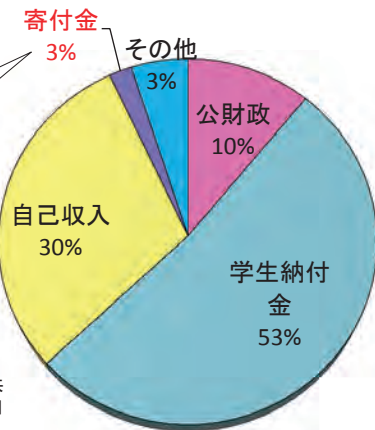


平成26年公益法人に関する概況 (平成27年7月内閣府)

日本の私立学校の寄附の状況について

日本とアメリカの私立大学の全収入に占める寄附金の割合を比較してみると、日本の私立大学はアメリカの私立大学の1/4程度となっており、伸びる余地は十分にあります。

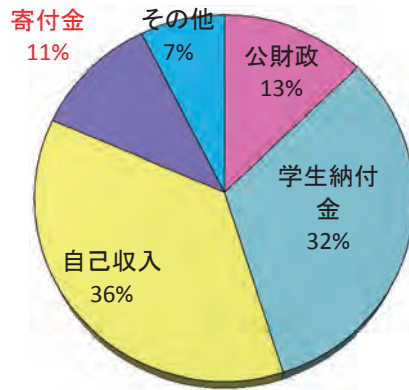
日本の私立大学法人



仮にアメリカと同程度の割合(約1割)まで拡充した場合・・・  
**私立大学全体で約7,200億円の収入増(※)**

(※)日本私立学校振興・共済事業団「平成27年度今日の私学財政」より寄附金総収入(約1,800億円)が4倍になると仮定した場合の推計。

アメリカの私立大学



(出典)連邦教育省の統計(U.S.Department of Education, Digest of Education Statistics 2014, Table 333.40)を元に作成。

	個人寄附	法人寄附
日本(2011年)	5182億円	7168億円
米国(2012年)	25兆1790億円	2兆20億円
英国(2011年)	1兆6461億円	1097億円
独国(2005年)	6160億円	NA

特に、我が国の個人寄附は諸外国と比して少なく、まだまだ伸びる余地が大きい。



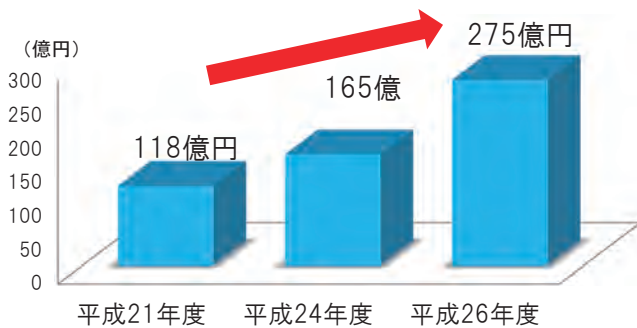
## 学校法人への寄附の状況について

### ■大学を設置する学校法人の寄附金受入額の推移

	H21	H22	H23	H24	H25	H26
寄附金収入額	1,317億円	1,343億円	1,378億円	1,169億円	1,390億円	1,934億円

私立学校振興・共済事業団「今日の私学財政(平成26年版及び平成27年版)」656法人の消費収支計算書を集計  
 ※H26の寄附金受入額には、ある学校法人への巨額の現物寄附を含む。

### ■税額控除対象法人の個人現金寄附額の推移



### ＜個人現金寄附額の増加率の比較＞

全法人 (H21:193億円→H26:311億円)	161%
税額控除対象法人 (H21:118億円→H26:275億円)	233%

※大臣所轄学校法人に対するアンケート調査結果より。  
 ※平成26年度における税額控除対象法人について、当該法人の平成21年度、平成24年度、26年度の寄附金額を比較したものの。

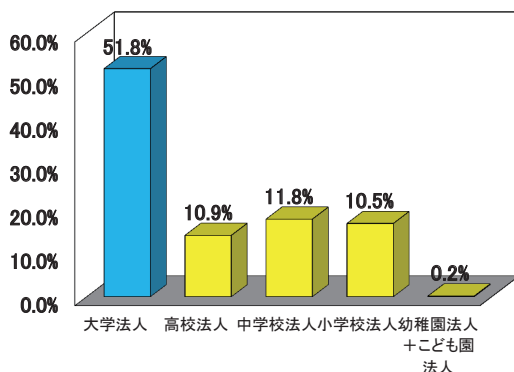
51

## 税額控除対象法人数

○税額控除の対象になっている法人の数及び割合は、大臣所轄が345法人(51.8%)であるのに対し、知事所轄では128(1.8%)にとどまっている。

	大臣所轄		知事所轄									
	高校法人	中等教育学校法人	義務教育学校法人	中学校法人	小学校法人	幼稚園法人	幼保連携型認定こども園法人	特別支援学校法人	専修学校法人	各種学校法人		
税額控除対象法人数	345 [51.8%]	128 [1.8%]	102 [14.0%]	0 [0%]	0 [0%]	3 [11.8%]	3 [16.7%]	8 [0.2%]	1 [0.2%]	3 [25.0%]	5 [0.5%]	3 [1.6%]
全法人数	666	7287	730	5	0	17	18	4739	643	12	935	188

※大臣所轄学校法人はH28年8月時点  
 知事所轄学校法人はH28年5月時点



### 都道府県ごとの税額控除対象法人数

北海道	1	0	0	1	0	7	0	0	1	1	4	1	27	14	4	0
石川	1	0	2	4	0	4	7	6	2	0	6	8	2	0	0	2
岡山	4	3	2	0	1	0	2	3	1	4	1	1	0	0	1	128

52

平成29年度 文部科学省税制改正要望事項の概要（私学関係）

（1）私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充【法人税等】  
 <拡充>

現状、私立大学が行う受託研究については、一定の要件を満たすもの以外は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され課税対象とされているが、当該要件を撤廃し、私立大学が行う受託研究を全て非課税とする（国立大学についての法人税は非課税）。これにより、特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくし、多目的な資金の獲得や本格的な産学連携を更に促進する。

【受託研究に係る税制措置】

**非課税となる受託研究の要件**  
 ①実施期間が3カ月以上 及び  
 ②当該研究の成果の公表等

要件

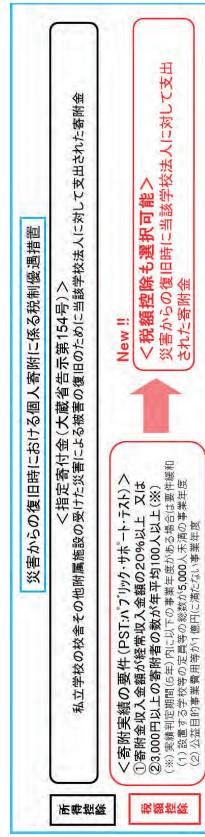
撤廃

【目標・効果】

特に民間企業からの受託研究を受け入れやすくする環境を整備  
 ⇒大学の教育研究機能を活性化・高度化  
 ⇒多目的な研究資金の獲得を促進  
 ⇒「組織」対「組織」の本格的な産学連携を推進

（2）災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充  
 【所得税】<拡充>

災害被害を受けた学校法人に対する災害からの復旧時における個人寄附について、所得控除が適用されること、本年4月の熊本地震を踏まえて、税額控除について、寄附実績の要件にかかわらずなく、適用を可能とする。これにより、小規模な学校法人においても寄附金を集めやすくし、災害からの早期の復旧に資する。



【参考】現行の学校法人に対する寄附金税制（個人寄附）

所得控除：寄附金額（所得の40%が上限）－2千円を所得控除

or（選択制）

税額控除：（寄附金額－2千円）×40%を税額控除（所得税額の25%が上限）

（注）税額控除の対象機関はPST（パブリック・サポート・テスト）要件を満たしたもの

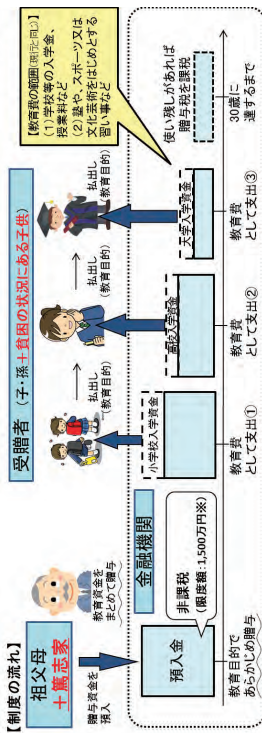
平成29年度文部科学省税制改正要望事項

平成28年8月30日  
 ※H28税制改正要望事項

1. 教育、科学技術イノベーション関係	
(1) 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充	【法人税等】 拡充
(2) 災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充	【所得税】 拡充
(3) 現物寄附へのみならず譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化 （内閣府等との共同要望）	【所得税等】 拡充
(4) 幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の創設 （内閣府、厚生労働省との共同要望）	【相続税等】 新設
(5) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充 （内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望）	【贈与税】 拡充
(6) 試験研究を行った場合の法人税額等の特別控除の拡充 （経済産業省等との共同要望）	【法人税等】 拡充
2. スポーツ、文化関係	
(1) 2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会の開催に向けた税制上の所要の措置	【所得税等】 新設
(2) 2019年ラグビーワールドカップ大会の開催に向けた税制上の所要の措置	【法人税等】 新設
(3) ゴルフ場利用税の廃止	【ゴルフ場利用税】 拡充※
(4) 国民の健康の観点からたばこの消費を抑制することを目的とし、たばこ税の税率の引上げ （厚生労働省との共同要望）	【たばこ税等】 新設※
(5) 公益社団・財団法人が所有・取得する重要無形文化財の公演のための施設に係る固定資産税等の特例措置の拡充	【固定資産税等】 拡充
(6) 文化財建造物である家屋及びその敷地の相続に係る特例措置の拡充	【相続税】 拡充
3. その他制度改正に伴うもの等	
(1) (独) 教員研修センターの組織見直しに係る税制上の所要の措置	【法人税等】 新設
(2) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃 （厚生労働省、総務省、財務省等との共同要望）	【法人税等】 新設
(3) 県費負担教職員制度の見直しに係る指定都市への税源移譲	【個人住民税】 新設

(5) 教育資金の一括贈与を受けた場合の非課税措置の子供の貧困対策への拡充  
 (内閣府、金融庁、厚生労働省との共同要望) 【贈与税】 <拡充>

祖父母等が孫等に対して一括贈与された教育資金に係る平成31年3月31日までの贈与税の非課税措置について、受贈者が「貧困の状況にある子供」であれば、贈与者を祖父母に限らず、適用するよう拡充する。これにより、貧困の連鎖や世代間格差の解消を図る。



参考 ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)(抜粋) (抜粋)  
 公益信託制度の改革等により、貧困状況にある子供の教育費にも民間資金の支援が届くようにする。

参考 子供の貧困対策に関する大綱(平成26年8月29日閣議決定)(抜粋)  
 子供の貧困対策が国を挙げて推進されるよう、国、地方公共団体、民間の企業・団体等によるネットワークを構築し、各種支援情報等の収集・提供や子供の貧困対策に関する優れた取組等に対する表彰事業の実施、民間資金を活用した支援など、官公民の連携・協働プロジェクトを推進する。

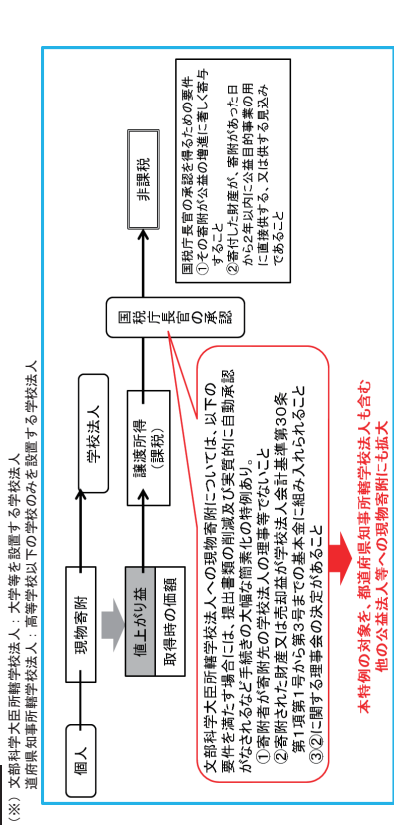
(6) 退職等年金給付の積立金に対する特別法人税の撤廃(厚生労働省、総務省、財務省等との共同要望) 【法人税等】 <新設>

退職等年金給付(退職年金、職務障害年金、職務遺族年金)の健全な運営を確保し、私立学校教職員及びその遺族の生活の安定と福祉の向上を図るため、平成29年3月31日までに課税が凍結されている退職等年金給付の積立金に対する特別法人税を撤廃する。

(3) 現物寄附へののみなし譲渡所得税等に係る特例措置適用の承認手続きの簡素化(内閣府等との共同要望) 【所得税等】 <拡充>

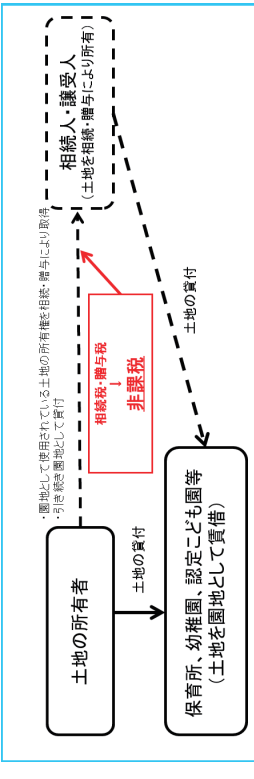
公益法人等に現物寄附を行った場合に、みなし譲渡所得税の非課税の特例措置を受けるためには、国税庁長官の承認が必要である。当該手続きには膨大な申請書の提出及び相当の時間を要しているが、文部科学大臣所轄学校法人(※)への現物寄附については、寄附された資産等が継続的に公益目的事業に用いられることが法人の会計において担保されている等の一定の要件を満たす場合には、当該承認手続きが大幅に簡素化される特例が設けられている。

本特例の対象を、都道府県知事所轄学校法人(※)を含む他の公益法人等への現物寄附にも拡大することにより、公益法人等への寄附の一層の促進を図る。



(4) 幼稚園・保育所等に土地を貸与した場合の非課税措置の新設(内閣府、厚生労働省との共同要望) 【相続税等】 <新設>

幼稚園・保育所等の敷地として土地を貸与した場合について、当該土地が相続・贈与された場合に、その後引き続き一定期間貸与することを要件に、相続税・贈与税を非課税とし、都市部などにおける園地の確保を図る。



## 私立大学が行う受託研究の受託研究収入の非課税措置の拡充 [法人税]

### 要望内容

現状、私立大学が行う受託研究については、一定の要件を満たすもの以外は法人税法上の収益事業の「請負業」として整理され、課税対象とされているが、当該要件を撤廃し、私立大学が行う受託研究は全て非課税とする。

### 非課税となる受託研究の要件

- ①実施期間が3月以上のもの
- ②委託に係る契約又は協定において当該研究の成果の帰属及び公表に関する事項（※）が定められているもの

（※）平成14年4月4日付け私学部長通知により、「受託研究の研究成果は公表を基本的に前提」とすることとされている。

### 背景・現状

- 「日本再興戦略2016」（平成28年6月2日閣議決定）において企業から大学等に対する投資額を2025年度までに現在の3倍とすることが目指されている。
- 少子化や基盤的経費の減少により、学校法人の経営環境が厳しさを増す中、私立大学においては研究に必要な資金を自ら積極的に獲得する必要がある。
- 受託研究の受入件数・金額は、近年ともに増加傾向であるが、民間企業からの受託研究については、平成15年度と平成26年度を比較すると、受入件数については国立大学がほぼ倍増しているのに対して私立大学はほぼ横ばいであり、受入総額は国立大学が約1.7倍に増加しているのに対して私立大学は減少傾向にあるなど、ともに伸びを欠いている。
- 私立大学における受託研究の受入れに当たって受託研究収入の非課税措置を活用する際、成果の公表に係る要件が制約となる例がある。
  - ・特に民間企業との契約において、「公表を前提」とすることは難しく、公表を求める大学との間で交渉が難航する例。
  - ・研究開発法人等からの受託研究について、公表に係る要件を満たさない形で契約書の雛形が策定されている例。

### 目標・効果

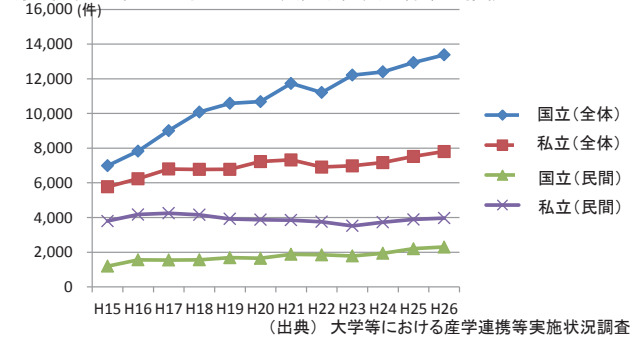
民間企業からの受託研究を受け入れやすくする環境を整備することにより、

- ◆大学の教育研究機能を活性化・高度化
- ◆「組織」対「組織」の本格的な産学連携を推進
- ◆多元的な研究資金の獲得を促進

【減収見込額】：約3.8億円

### 要件撤廃

### （参考）私立・国立大学における受託研究受入件数の推移



## 災害からの復旧時における学校法人への個人寄附に係る税制優遇措置の拡充 [所得税]

### 要望内容

本年4月の熊本地震を踏まえ、災害被害を受けた学校法人に対する災害からの復旧時における個人寄附について、既存の所得控除に加え、寄附実績の要件にかかわらず、税額控除についても適用を可能とする。

### 災害からの復旧時における個人寄附に係る税制優遇措置

所得控除

税額控除

＜指定寄付金(大蔵省告示第154号)＞  
私立学校の校舎その他附属施設の受けた災害による被害の復旧のために当該学校法人に対して支出された寄附金

### ＜寄附実績の要件(PST:パブリック・サポート・テスト)＞

- ①寄附金収入金額が経常収入金額の20%以上 又は
  - ②3,000円以上の寄附者の数が年平均100人以上(※)
- (※)実績判定期間(5年)内に以下の事業年度がある場合は要件緩和  
(1)設置する学校等の定員等の総数が5,000人未満の事業年度  
(2)公益目的事業費用等が1億円に満たない事業年度

New !!

### ＜税額控除も選択可能＞

災害からの復旧時に当該学校法人に対して支出された寄附金

### 背景・現状

- ・平成23年に導入された学校法人への個人寄附に係る税額控除制度(※)により、寄附を促進する環境が拡充され、税額控除対象法人数は着実に増加。  
※税額控除制度…寄附者の所得税率に関係なく、一律に寄付金額の約4割を所得税額から控除する制度。
- ・しかし、対象法人となるための要件について充足が困難である学校法人も存在。例えば、熊本地震の際、被害を受けた私立学校に対し卒業生や地域住民を中心に多数の小口の寄附が集まったが、要件の充足が困難であったため税額控除対象法人となっていない小規模な法人も多く、当該寄附者にとっては税額控除の利用が有利な状況であったにも関わらず、制度を十分に活用することができないという状況が見られたところ。
- ・災害等からの復旧に際し、公的補助が公立学校に比べ少ない私立学校にとって寄附は極めて重要な財源。
- ・災害からの復旧に係る個人寄附については、大蔵省告示により指定寄附金とされており、所得控除の対象とされているが、災害時には、大口の寄附だけでなく、広く卒業生や地域住民を中心に、義援金・募金という形で小口の寄附を集める必要があり、これらは税額控除による減税効果が高い。

【現在の個人現金寄附金額※】：39,577百万円 ※H27年度の大蔵省寄附学校法人実績  
【税額控除対象法人の割合】

- ・大臣所轄学校法人(大学等) 51.9% (345/664法人) (平成28年3月末時点)
- ・都道府県所轄学校法人 1.8% (128/7,288法人) (平成28年5月1日時点)

### 目標・効果

- ・少額寄附を含む寄附の増加
- ・災害からの早期復旧により学生等の学びを保証
- ・災害を機に更なる寄附募集に向けた機運の醸成

【減収見込み額】：396百万円

## 4. 学校法人経営に係る文部科学省の取組

59

### 学校法人経営に係る文部科学省の取組

#### ◆ 学校法人運営調査

学校法人の管理運営の組織及びその活動状況、財務状況等について、実態を調査するとともに、必要な指導、助言を行い、学校法人の健全な経営の確保に資することを目的とし、昭和59年より実施。2020年までの間を「私立大学等経営強化集中支援期間」と位置付け、平成27年度より制度の一層の充実を図っている。

※参考：委員構成

・私学理事(長)、学長／経験者

・弁護士 ・公認会計士

・研究者／教授 ・行政経験者

・民間経験者(マスコ・ジャーナリスト等)

・H27より委員を増員  
30→35名

対象：全文部科学省所轄学校法人  
制度発足以来、延べ約1200法人に調査を実施

学校法人運営調査委員

<書面審査、実地調査等を実施>

財務面 管理運営面 教学面

各学校法人

指導・助言

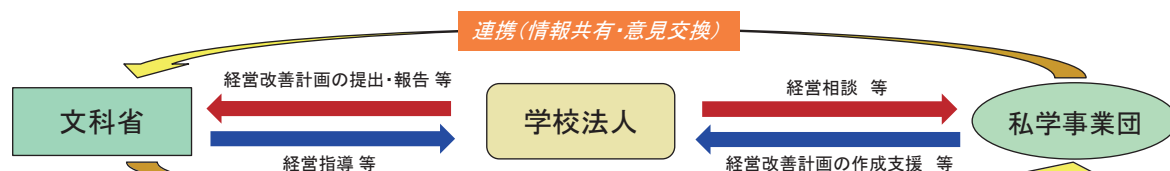
指導・助言に対する  
改善状況報告

・H27より調査校数を拡充  
年間30→50法人程度

2020年までに全学校法人の約半数に実施予定

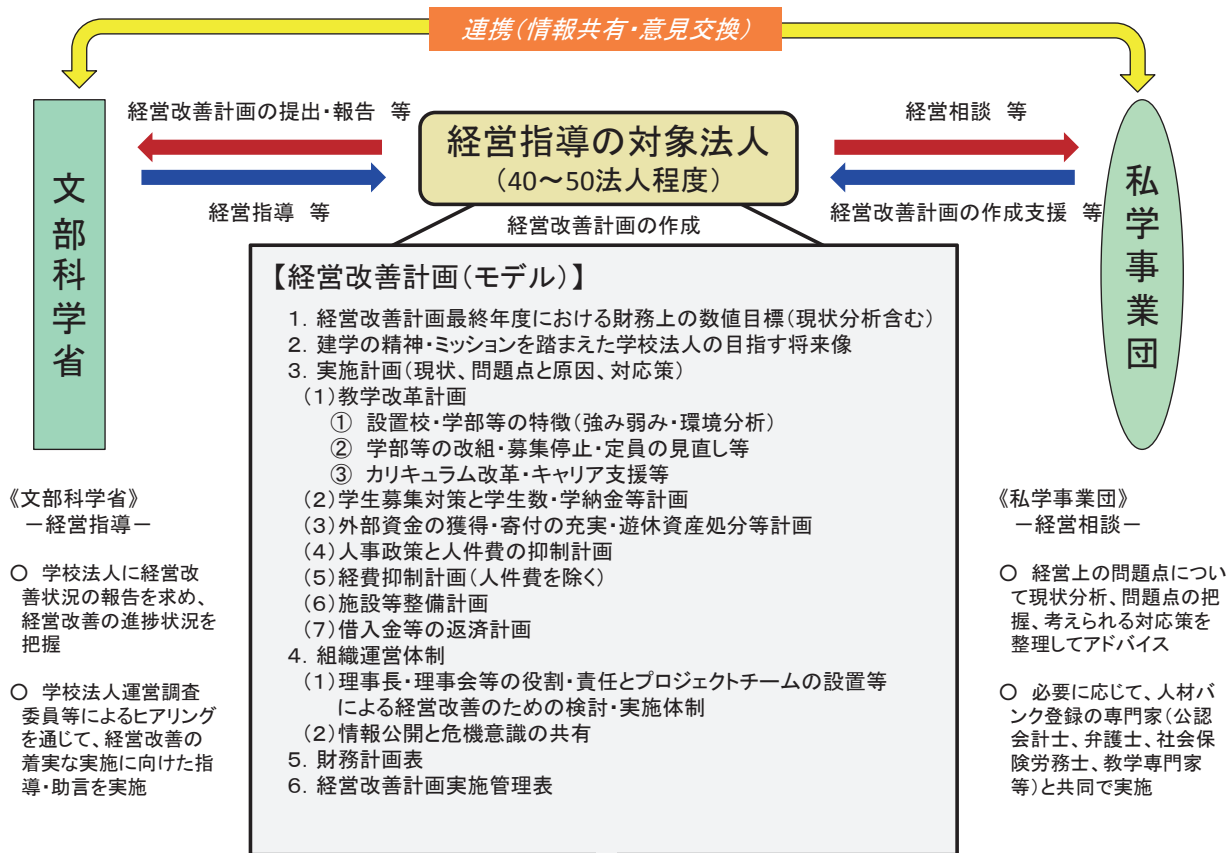
#### ◆ 経営状況の改善・指導

経営状況の特に厳しい学校法人については、ヒアリングの実施や、経営改善計画(5カ年)の作成など、毎年度改善状況の報告を求めるとともに、経営状況が改善するまで個別に指導を継続。



60

# 学校法人に対する経営指導体制



# 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項(1)

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
管理運営組織	監事	監事による教学面を含めた業務監査の充実
		監事の監査を支援するための事務体制の整備
	役員報酬	役員退職金支給規程の整備
		役員報酬規程の整備
		役員報酬規程において、支給額の算定方法を明確にすること
	理事会/評議員会	評議員会における評議員の出席率の改善
		理事会における理事の出席率の改善
		理事会・評議員会の欠席時に意思表示を行うことのできる書面に改めること
	理事/評議員	理事の欠員補充
		評議員の欠員補充
		理事・評議員の選任手続きを適切に行うこと
	備え付け/届出	文部科学大臣に対する役員変更届出を速やかに行うこと
		会計年度終了後2月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書、監査報告書の作成及び備え付け
		学校法人設立時の財産目録の備え付け
	規程	学校法人会計基準の改正を踏まえた規程の見直し・改正
		諸規程の整備
		・情報公開に関する規程
		・公益通報に関する規程

## 近年の学校法人運営調査における主な指摘事項（２）

大項目	中項目	指導・助言事項(その他意見含む)
財務	資産運用	資産運用に関する規程の整備
		資産運用に関する規程の見直しを含め、適切な改善を図ること
	経常経費依存率	教育研究条件の充実向上(経常経費依存率(消費支出/学生生徒等納付金)の向上)
	収益事業	収益事業の再開等その在り方について法人内で検討し、必要に応じて寄付行為の変更を検討すること
	基本金	基本金の組入処理は組入計画に基づき正しく行うこと
	予算	予算について適切な会計処理を行うこと
	経営改善計画	経営改善計画の作成及び着実な実施等による経営基盤の安定確保
教学	学生確保 /定員管理	設置する学校の学生確保に向けた対応策を立案し着実に実施
		定員の見直しの検討
		定員管理の適正化、定員超過の改善
	中長期計画	中長期計画の作成及び着実な実施
	教員補充	専任教員の補充
	FD	大学全体としてファカルティ・ディベロップメント(FD)活動の実質化
	教育体制の配慮	募集停止をした学校(学科)において、学生の教育に支障が生じないよう教育体制の維持に配慮

63

## 平成27年度学校法人の財務情報等の公開状況に関する調査結果について

### 【調査の概要】

#### 1 調査の目的

本調査は、文部科学大臣が所轄する学校法人について財務情報等の公開状況を把握することを目的とする。

(注)本調査において以下のように規定する。

- ①「財務情報等」とは、平成26年度終了後二月以内に作成した財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書(それぞれの概要を含む)及び監査報告書をいう。
- ②「一般公開」とは、「利害関係人への閲覧」以外で、広く一般(受験生等を含む。)に対し、学校法人等のホームページへの掲載、広報誌等の刊行物(パンフレット類を含む。)への掲載等の方法により、財務情報等を公開することをいう。

#### 2 調査の範囲

##### (1)調査の状況

- ・大学を設置している学校法人(放送大学学園、沖縄科学技術大学院大学学園を除く)(以下「大学法人」)…556法人
- ・大学法人以外で短期大学又は高等専門学校を設置している学校法人(以下「短大法人等」)…110法人
- ・合計 … 666法人

##### (2)回答の状況

- ・回答した学校法人 … 666法人(100%)

#### 3 調査の時点

平成27年10月1日現在

64

## 財務情報の一般公開の状況について(1-1)

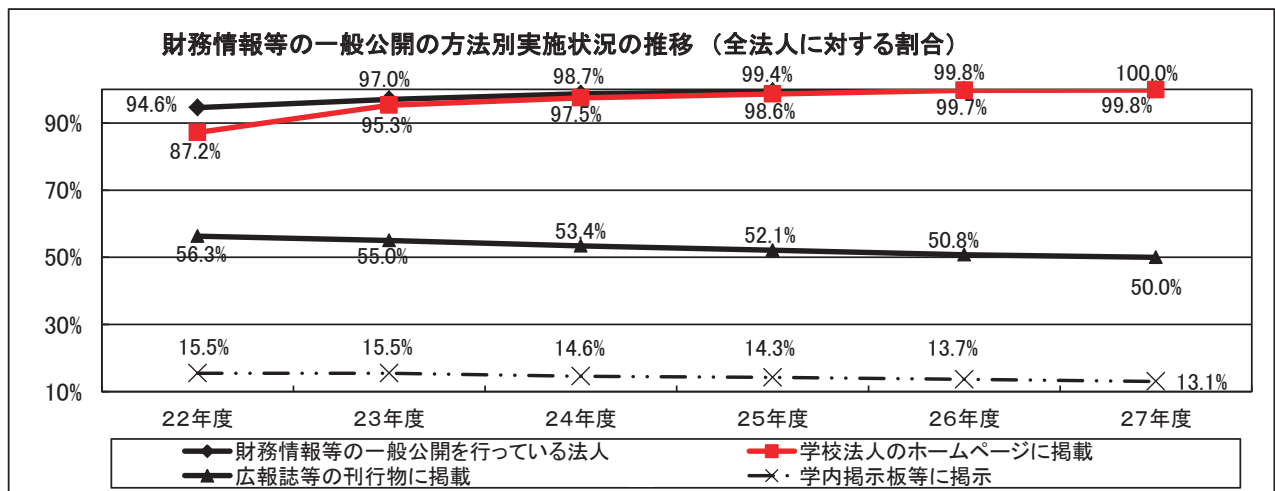
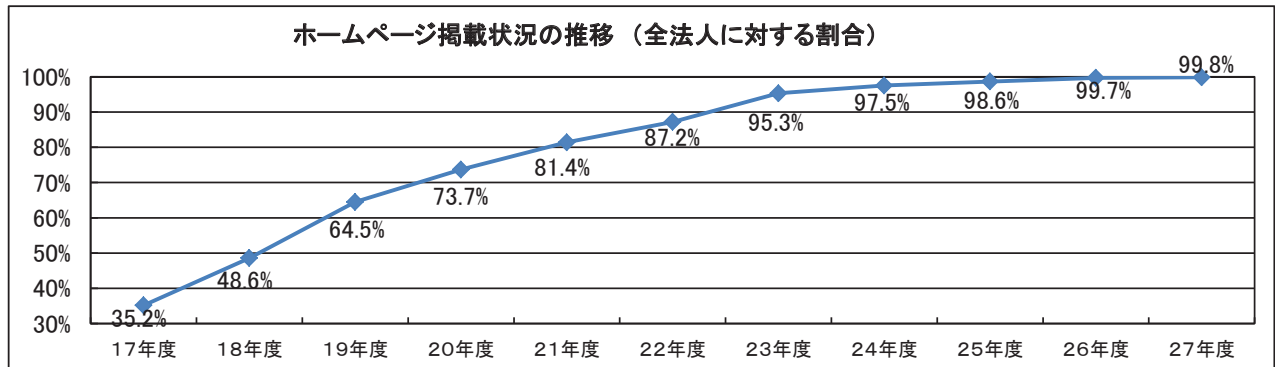
### (1) 一般公開の状況・方法【複数回答】

区 分		大学法人	短大法人等	合 計	
全 法 人 数	平成27年度	556 (100.0%)	110 (100.0%)	666 (100.0%)	
	(平成26年度)	(554) (100.0%)	(112) (100.0%)	(666) (100.0%)	
一般公開を行っている法人		平成27年度 (平成26年度)	556 (100.0%) (553) (99.8%)	110 (100.0%) (112) (100.0%)	666 (100.0%) (665) (99.8%)
公 開 方 法	学校法人のホームページに掲載	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)	
	広報誌等の刊行物に掲載	300 (54.0%)	33 (30.0%)	333 (50.0%)	
	学内掲示板等に掲示	66 (11.9%)	21 (19.1%)	87 (13.1%)	

注：単位は法人数。( )内の数値は、全法人に対する割合。

65

## 財務情報の一般公開の状況について(1-2)



66



## 財務情報の一般公開の状況について(2)

(2) 一般公開の内容（ホームページ・広報誌等の刊行物について）【複数回答】

区分	大学法人	短大法人等	合計
全法人数	556	110	666
<b>財産目録又はその概要</b>	<b>547 (98.4%)</b>	<b>109 (99.1%)</b>	<b>656 (98.5%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	547 (98.4%)	108 (98.2%)	655 (98.3%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	73 (13.1%)	14 (12.7%)	87 (13.1%)
<b>貸借対照表又はその概要</b>	<b>555 (99.8%)</b>	<b>110 (100.0%)</b>	<b>665 (99.8%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	278 (50.0%)	32 (29.1%)	310 (46.5%)
うち小科目まで掲載しているもの	302 (54.3%)	44 (40.0%)	346 (52.0%)
<b>収支計算書又はその概要</b>	<b>555 (99.8%)</b>	<b>110 (100.0%)</b>	<b>665 (99.8%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	555 (99.8%)	110 (100.0%)	665 (99.8%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	296 (53.2%)	31 (28.2%)	327 (49.1%)
うち小科目まで掲載しているもの	203 (36.5%)	31 (28.2%)	234 (35.1%)
<b>事業報告書又はその概要</b>	<b>545 (98.0%)</b>	<b>108 (98.2%)</b>	<b>653 (98.0%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	543 (97.7%)	108 (98.2%)	651 (97.7%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	77 (13.8%)	12 (10.9%)	89 (13.4%)
<b>監事の監査報告書</b>	<b>542 (97.5%)</b>	<b>108 (98.2%)</b>	<b>650 (97.6%)</b>
うち学校法人のホームページに掲載しているもの	542 (97.5%)	108 (98.2%)	650 (97.6%)
うち広報誌等の刊行物に掲載しているもの	40 (7.2%)	12 (10.9%)	52 (7.8%)

注：単位は法人数。（ ）内の数値は、全法人に対する割合。67

## 5. 近年の私立学校法の改正について

# 平成16年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

学校法人が近年の急激な社会状況の変化に適切に対応し、**様々な課題に対して主体的、機動的に対応していくための体制強化のため、各学校法人における管理運営制度の改善を図るとともに、財務情報等の公開を一層推進し、あわせて、各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の構成の見直し等に係る法整備を行ったもの。**

## 2. 概要

### (1) 学校法人における管理運営制度の改善 ※詳細は次頁参照

理事会の設置等をはじめとして理事・監事・評議員会の制度を整備し権限・役割分担を明確にすることによって、学校法人における管理運営制度の改善を図る。

### (2) 財務情報の公開 (第47条関係)

学校法人が公共性を有する法人としての説明責任を果たし、関係者の理解と協力をより得られるようにしていく観点から、毎会計年度終了後二カ月以内に、財産目録、貸借対照表及び収支計算書のほか、事業報告書を作成しなければならないこととし、あわせて、これらの書類及び監事の作成する監査報告書の関係者への閲覧を義務付ける。

### (3) 私立学校審議会の構成の見直し (第10条関係)

各都道府県の実情に即した私立学校審議会の構成が行えるよう、私立学校審議会の委員の構成等に関する規定を見直す。

## 3. 施行期日

平成17年4月1日

69

### 〇 私立学校法の一部を改正する法律等の施行について(抜粋)

平成16年7月23日  
文部科学大臣所轄各学校法人理事長、各都道府県知事あて  
文部科学省事務次官通知

#### 第二 改正の概要

##### 1. 私立学校法の一部を改正する法律(平成16年法律第42号)

##### (1) 学校法人の管理運営制度の改善

###### ① 理事制度の改善

ア 学校法人に理事会を置くこととし、理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督することとしたこと。あわせて、理事会の招集方法、議長、定足数及び議決要件について定めたこと。(第36条関係)

イ 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理することとしたこと。(第37条第1項関係)

ウ 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理する等とするほか、民法第54条を準用しないこととしたこと。(第37条第2項及び第49条関係)

エ 理事のうちには、その選任の際に当該学校法人の役員又は職員でない者(以下「外部理事」という。)を1名以上選任することとしたこと。ただし、最初の選任の際に外部理事として選任された理事が再任される際には、外部理事とみなされること。(第38条第5項及び第6項関係)

オ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定を必ず寄附行為に記載することとしたこと。(第30条関係)

###### ② 監事制度の改善

ア 監事の職務として新たに、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出することに加え、理事会の設置に伴う所要の規定の整備を行ったこと。(第37条第3項関係)

イ 監事は、評議員会の同意を得て理事長が選任することとするほか、評議員と兼ねてはならないこととする。(第38条第4項及び第39条関係)

###### ③ 評議員会制度の改善

ア 事業計画については、理事長においてあらかじめ評議員会の意見を聞かなければならないこととしたこと。(第42条第1項関係)

イ 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に決算とともに事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならないこととしたこと。(第46条関係)

#### 第三 留意事項

##### 1. 私立学校法の一部を改正する法律

##### (1) 学校法人の管理運営制度の改善

###### ① 理事制度の改善

ア 理事会については、すべての理事が学校法人の運営に責任を持って参画し、機動的な意思決定をできる体制を整備する観点から、学校法人の業務の決定を行う機関として法律上明確に位置付けたものであること。このような理事会に期待される役割にかんがみ、理事会運営の活性化を図る観点から、理事長についてはできる限り常勤化や兼職の制限を行うとともに、非常勤の理事に対しては学校法人の運営の状況について定期的な情報提供を行うことが期待されること。また、理事会の議事についてはいわゆる白紙委任は行うべきでなく、出席できない場合にはできる限り書面による意思表示を行うよう望まれたこと。

イ 今回の改正により、原則として理事長のみが代表権を有することとなり、理事長以外の理事については、寄附行為の規定により代表権を付与された場合にのみ代表権を有することとなること。

ウ 外部理事については、学校法人の運営に多様な意見を取り入れ、経営機能の強化に資するよう導入したものであること。このため、1名に限るのではなく、各学校法人の規模や実情等に応じてできる限り積極的な登用が期待されること。また、選任の際だけでなく過去においても当該学校法人の役員又は職員でなかった者や、学校及び学校法人の運営に関し優れた識見を有する者を選任するよう努められたこと。

エ 理事の定数、任期、選任及び解任の方法並びに理事会に関する規定については、各学校法人において寄附行為に適切に定めを設ける必要があること。なお、私立学校法における理事については、特段の定めがない場合には理事長を含むものであることに留意されたこと。

###### ② 監事制度の改善

ア 監事の作成する監査報告書については、各学校法人の規模や実情等に応じた適切な内容とされたこと。その際、監事の監査は財務に関する部分に限られるものではなく、学校法人の運営全般が対象となることに留意されたこと。

イ 監事の選任については、監査される側の者のみで選任することのないようにする観点から改正するものであり、評議員会の同意を得ること及び最終的な選任を理事長において行うことを担保した上で、それ以外の具体的な選出手続については各学校法人において改正の趣旨を踏まえ適切に定められたこと。

###### ③ 評議員会制度の改善

ア 今回の改正は、評議員会が、理事会の行う学校法人の業務の決定に際し、当該決定が適切なものであるか判断的確な意見を述べるとともに、学校法人の公共性を高めるために必要なチェックができるようにするためのものであること。このため、理事長が毎年度、事業計画及び事業の実績を評議員会に報告し意見を求める際には、評議員が当該学校法人の業務全体の状況について十分に把握できるよう留意されたこと。

イ 評議員会については、諮問機関としての位置付けを原則としつつ寄附行為の定めにより重要事項の決定について評議員会の議決を要することとできる現行制度について今回変更するものであること。ただし、議決を要することとしている場合についても、理事会が業務の決定を行うに当たり、評議員会の意思を確認する方法として同意の議決を必要としているという性質のものであり、学校法人の運営についての最終的な責任は理事会が負うものであることに留意されたこと。

ウ 学校法人の運営に多様な意見を反映し、学校法人の公共性の高揚を図ることを目的とする評議員会制度の趣旨にかんがみ、評議員会の構成について、当該学校法人の役員及び職員が大多数を占めたり、特定の同族が多く選任されたりすることのないようにされたこと。

70

# 平成26年 私立学校法の一部を改正する法律の概要

## 1. 趣旨

私立学校の自主性を尊重しつつ、私学全体に対する不信感につながるような異例な事態に所轄庁が適切に対応するための仕組みを整備。

## 2. 概要

### (1) 所轄庁による必要な措置命令等の規定の整備(第60条関係)

- ① 学校法人が法令の規定に違反したとき等に所轄庁が必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- ② 学校法人が措置命令に従わないときは、役員を解任を勧告することができる。
- ③ 措置命令や役員を解任勧告を行う場合には、所轄庁は、あらかじめ私立学校審議会等の意見を聴かなければならない。

### (2) 報告及び検査の規定の整備(第63条関係)

所轄庁は、この法律の施行に必要な限度において、学校法人に対し業務・財産の状況について報告を求め、又は学校法人の事務所等に立ち入り、検査することができる。

### (3) 忠実義務規定の明確化(第40条の2関係)

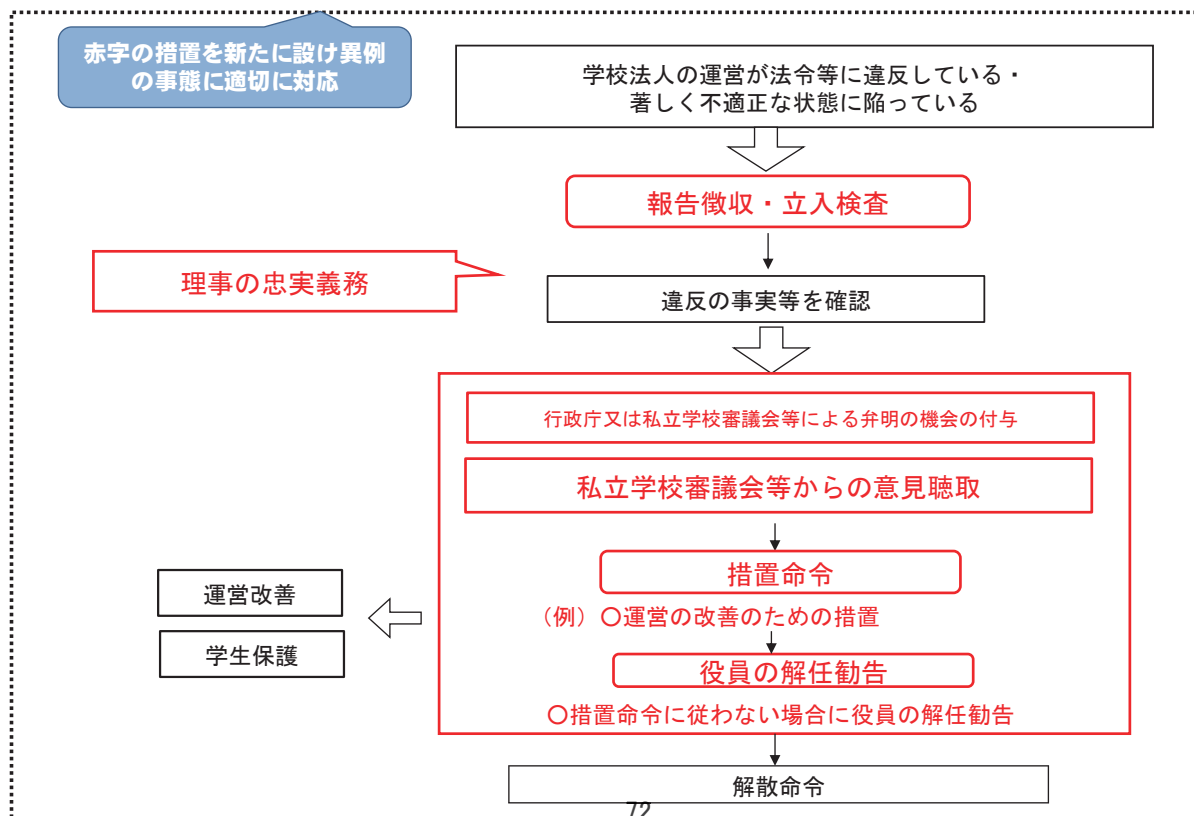
学校法人の理事は、法令及び寄附行為を遵守し、学校法人のため忠実に職務を行わなければならないことを規定。

## 3. 施行期日

公布日(平成26年4月2日)

71

## 改正イメージ



## 6. 私立大学等の振興に関する検討会議

73

### 「私立大学等の振興に関する検討会議」の開催について

#### 1. 趣旨

- 私立大学(短期大学を含む。以下同じ。)は、独自の建学の精神に基づく個性豊かな教育研究を行う機関として発展。全大学の約8割を占めるなど、我が国の学校教育において大きな役割。今後ともその振興を図っていくことが必要。
- 一方、私立大学等の現状をめぐっては、全学生の約7割を抱える私立大学の教育等の一層の充実の必要性と同時に、18歳人口の減少等による経営困難校の顕在化や、一部私立大学等における管理運営上の不適切事例等、諸課題が指摘されているところ。
- これら私立大学等に係る諸課題も鑑みつつ、学校法人のガバナンス、財政基盤の在り方及び経営困難な状況への対応をはじめ、私立大学等の振興に関する総合的な検討を行うため、本検討会議を開催。

#### 2. 検討事項(例)

- 私立大学等の果たすべき役割
- 私立大学等のガバナンスの在り方
- 私立大学等の財政基盤の在り方
- 私立大学等への経営支援
- 経営困難な状況への対応
- その他、私立大学等の振興に関すること

#### 3. 検討スケジュール

- 4月13日に第1回会議開催。以後、約1年間検討。
- 28年度中に最終とりまとめ。

#### 4. 委員構成

※詳細は、別紙参照

- 座長:黒田 壽二 金沢工業大学学園長・総長
- 大学関係者、学識経験者、企業関係者、公認会計士・弁護士等により構成
- 合計21名

74

## 「私立大学等の振興に関する検討会議」委員名簿

	麻生 隆史	学校法人第二麻生学園理事長、山口短期大学学長
	安部 恵美子	長崎短期大学学長
	浦野 光人	株式会社ニチレイ相談役
	大沢 陽一郎	読売新聞東京本社編集局次長
	大村 雅彦	学校法人中央大学常任理事・法科大学院教授
	奥野 武俊	前大阪府立大学理事長・学長
座 長	河田 悌一	日本私立学校振興・共済事業団理事長
	黒田 壽二	金沢工業大学学園長・総長
	小出 秀文	全私学連合事務局長、日本私立大学団体連合会事務局長、 日本私立大学協会常務理事・事務局長
	小林 雅之	東京大学大学総合教育研究センター教授
	佐野 慶子	公認会計士
	清水 潔	明治大学特任教授・弁護士
	竹石 爾	学校法人青山学院顧問・前常任監事・元常務理事
	西井 泰彦	私学高等教育研究所主幹
	濱口 道成	国立研究開発法人科学技術振興機構理事長
	濱中 義隆	国立教育政策研究所高等教育研究部総括研究官
座長代理	坂東 眞理子	学校法人昭和女子大学理事長
	日高 義博	学校法人専修大学理事長
	丸山 文裕	広島大学高等教育研究開発センター長
	水戸 英則	学校法人二松学舎理事長
	両角 亜希子	東京大学大学院教育学研究科准教授

(五十音順敬称略計21名)  
(職名は平成28年9月1日現在)

75

## 「私立大学等の振興に関する検討会議」の状況

- 第1回 4月13日(水)
  - ・委員からの意見発表
    - －小林雅之委員(高等教育政策の課題 私立大学を中心に)
    - －濱中義隆委員(学生調査から見た私立大学の学生・教育)
- 第2回 5月24日(火)
  - ・委員からの意見発表(テーマ:私立大学の置かれている実態、私学のガバナンス・マネジメント)
    - －西井泰彦委員(私立大学が置かれている法人運営に係る実態と今後の在り方への提言)
    - －両角亜希子委員(私立大学のガバナンスに関する論点整理)
- 第3回 6月14日(火)
  - ・委員からの意見発表(テーマ:監事制度や経営関係)
    - －竹石爾委員(企業との比較を踏まえた私学の監事監査等に関する課題)
    - －水戸英則委員(私立大学への経営支援・経営困難な状況への課題と対応等)
- 第4回 6月28日(火)
  - ・委員からの意見発表(テーマ:財政基盤関係)
    - －丸山文裕委員(アメリカの私立大学の特徴とその収入構造)
- 第5回 7月14日(木)
  - ・委員からの意見発表(テーマ:大学・短期大学の観点から)
    - －小出秀文委員(今後の大学政策への期待と展望)
    - －麻生隆史委員(私立短期大学の振興について)
- 第6回 8月30日(火)
  - ・これまでの議論で指摘された主な意見について議論
- 第7回 9月26日(月)
  - ・学校法人のガバナンスについて議論
- 第8回 10月24日(月)
  - ・学校法人の経営の強化について議論
- 第9回 11月10日(木) 予定

76

## 「私立大学等の振興に関する検討会議」第6回（平成28年8月30日）資料より①

「私立大学等の振興に関する検討会議」  
これまでの議論で指摘された主な意見について

### I 検討会の進め方等について

○ 規模や所在地等によりガバナンスやマネジメントの在り方は異なり、すべての私立大学を一律に論じることは困難。類型化して分析し、課題を明らかにし、実態に応じた対応策を検討すべき。

### II 私立大学の位置付けについて

#### (1)私立大学の在り方について

○ 私立大学の自主性・公共性を十分に踏まえ、国公私立の設置形態や定員の在り方、大規模大学と地方大学の在り方、受益者負担等の問題を含め、高等教育の全体像の中での私立大学の位置付けを検討し、国として私立大学をどのように育てていくか方向性を示すべき。

#### (2)地域と私立大学の在り方について

○ 日本が活性化するためには、地方の私立大学の活性化が重要であり、地方政府の果たす役割にも着目して、私立大学の果たすべき役割や地域政策等を考えるべき。

○ 国公立大学の設置形態を超えた連携やプラットフォームの整備等、短期大学や新たな高等教育機関も含め、どのような連携を行っていくべきか検討すべき。

#### (3)私立短期大学の在り方について

○ 私立短期大学は、地方創生や女性活躍のほか、四年制以外の短期の高等教育を提供し、進学機会を拡充する観点からも重要であるが、その特性を踏まえ、どのように振興を図っていくべきか検討すべき。

### III 学校法人のガバナンス強化について

#### (1)ガバナンス・マネジメントの在り方について

○ 公共性は学校制度に内在するのではなく作っていくものであり、学校の外部性、公共性をどのように高めていくべきか検討すべき。特に、国等から助成金を受け取る以上、財務状況や教育内容に関する情報公開等を含め、一層の内部管理体制の構築が必要。

#### (2)理事・監事・評議員会等の在り方について

○ 学校教育法改正で教授会の位置付けが明確化されたが、私学の学長のリーダーシップをどのように強化すべきか。また、理事会と学長、監事が相互に連携した学校運営とするためにはどのような改善が必要か検討すべき。

○ 他の公益法人制度と異なり、私立学校法においては、理事・監事・評議員の善管注意義務や損害賠償責任が規定されていないが、学校法人制度における整備を検討すべき。また、監事や評議員会の在り方は、平成16年の私立学校法改正以降残された大きな課題であり、検討が必要。

#### <理事について>

○ 理事にも研修が必要であり、各私学団体が行うものだけでなく、共通の研修の場やマニュアルのようなもの、あるいは共通にこれが望ましいという姿を示す等、充実のための方策を検討すべき。

#### <評議員について>

○ 評議員の多くが学内関係者であるが、学校法人の公共性を高めるために外部性をより高める方策を検討すべき。また、伝統ある大学では評議員会の権限が強いところもあるが、評議員会が今のままで良いのかという問題も踏まえ、理事会と評議員会の関係性の整理も検討すべき。

○ 監事を評議員会で選任することを検討するのであれば、諮問される立場の評議員と執行機関である理事との兼務を認めるのかなど、評議員会の在り方や役割の検討が必要。

#### <監事について>

○ 平成16年の私立学校法改正で監事の機能が強化されたが、監事が財務監査のみを行い業務監査は行っていない、監事の役割や趣旨を理解している監事が少ない、理事が監事の役割を理解していない等の問題について、どのように改善すべきか検討すべき。

○ 上場企業で行われている監事の常勤化、報酬、三様監査の大学法人への導入、教学面への監査の拡大等、どのように役割を強化すべきか検討すべき。また、その際、監事は学内の重要な調整者であるので、「専門的知識を持つ者」や「企業等の経営者経験者」のみならず「学内事情に詳しい者」を監事に置くことや、研修等による選任後の監事のレベルアップの方策も含めて検討すべき。

77

## 「私立大学等の振興に関する検討会議」第6回（平成28年8月30日）資料より②

○ 監事意見も踏まえ、学校が課題にどう対応していくかに関する学内のコンセンサスを得るため、評議員会メンバーや執行部、監事等が互いに意識し合うシステムをどのように構築させるか検討すべき。

#### (3)情報のさらなる公開について

○ 社会から大学を支えてもらうためには、大学が行う教育活動の価値や、地域社会や産業への貢献が認められることが必要。また、国等からの助成金を受け取る以上、一般企業にもまして、しっかりと内部管理体制の構築が求められ、財政支援の使い道や効果については大学側の説明責任が求められる。大学ポータルサイトの利用実態等を踏まえ、情報公開を一層進めるための方策を議論すべき。

○ 私立大学がどのような人材を送り出しているかについて、教育の成果をしっかりと説明する情報をもっと必要。大学卒業時に学生にどのような付加価値を付けるかが一番重要であり、各大学共通のKPIを公開するなど、大学教育がもたらす付加価値を明確化するための方策について検討すべき。

#### (4)学校法人の外部評価について

○ 認証評価機関による認証評価とは別に独自の外部評価制度を導入している学校法人もあり、外部評価の活用について検討すべき。

### IV 学校法人の経営力の強化について

#### (1)経営力強化について

○ 経営問題の解決に当たっては、認証評価や事業団の経営相談等外部からの指摘を法人内で活用していくことや、若手など意欲ある職員を巻き込んでいくことが重要。

○ 私立大学全体としてトップラインをどう伸ばしていくかを考えていくことが必要。自分の学校を生き残らせるためには、強いところを強め、弱いところを自ら切っていくことが必要。

○ 大学改革には、教学組織と法人組織の信頼関係を確立することが重要。

#### (2)経営困難法人への対応について

○ 経営の厳しい大学は自立・連携・撤退等を選択することになるが、仮に個々の私学が合併に踏み切るためには、国の側からその必要性や制度的な保障を示すことが必要。例えば、経営状態が健全なうちにホールディング

カンパニー形式で合併し、人的・資金的な規模のメリットの恩恵を受けながら、各大学の建学の精神を生かして運営をしていく等の方策について検討する必要があるのではないか。

○ 国公立大学を合わせた日本の高等教育全体の中で、中小規模私立大学は今後も必要であり、それらの大学に焦点化した資金循環の在り方など、経営基盤の強化方策を検討すべき。

○ 経営困難に陥ってからのサーベイランスでは遅く、監事監査による継続的なモニタリングや、モニタリングを通じた日常的な評価を強化すべき。

○ 大学経営が悪化した場合、性善説に立ちがちな大学制度においても虚偽報告等が起こることを想定した対策が必要であり、経営破たんする大学が出てきた場合のスキームが今のままで十分か検討すべき。

○ 構造的に私学が厳しくなった場合、自己責任と自主的な撤退に任せるだけでなく、外からの一定の支援と誘導の仕組みを強化するなど、国がどこまで経営困難に陥った法人に対応するべきか考えることが必要。その際、私学事業団の中間団体としての性格に開いて留意しつつ、私学事業団による経営支援を強化する方向で検討すべき。

#### (3)その他

○ 監事と会計監査との連携を円滑に行うよう、私立学校法の中に会計監査人を位置付けることも検討すべき。併せて、私立学校法で閲覧開示する財務書類の閲覧基準、作成基準若しくはプリンシプルを定めることも検討すべき。

### V 財政基盤の確立について

#### (1)寄附金・授業料について

○ 米国で行われている高授業料・高奨学金政策等の是非を含め、私学の財政で最も重要な授業料の在り方や、私立大学への寄附を促進するような税制の仕組みやファンドレイジングの方法について検討が必要ではないか。

#### (2)公財政支出について

○ 私学振興助成法における当初の目標と現在の状況を踏まえ、私立大学に対する助成をどのようにしていくべきか、実態としてどのような目標を掲げべきなのか、国立大学の状況も踏まえながら検討すべき。

78

- 高等教育における公財政支出を伸ばす際、成長戦略に資するよう高等教育への支出の総額を増やすのか、機会均等のため家計負担を減らすのか目的を明確にすべき。
- 公財政支出を増やすとして、人件費、教育費、研究費、施設設備費等のどの部分に充当すべきか、私学助成の一般補助、特別補助のいずれを伸ばすべきか等、検討すべき。
- 多様な資金を獲得し、私立大学の財政を確固たるものにするため、国だけでなく地方公共団体からの支援や地方の産業界・財界からの支援を受けるための方策を検討すべき。
- 教育内容の評価が財政支援に反映されることは重要であり、入学後の学力の伸長をしっかりと評価できるような仕組みが必要。

## 7. 給付型奨学金の創設

## 給付型奨学金の検討状況

給付型奨学金については、「平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する」とこととされ、現在、文部科学省において具体的な仕組みを検討中。

### ◆ニッポン一億総活躍プラン(平成28年6月2日閣議決定)

奨学金制度 の拡充	無利子	残存適格者の解消と、低所得世帯の子供に係る成績基準の大幅緩和により、必要とするすべての子供たちが受給できるようにする。
	有利子	固定金利方式・金利見直し方式ともに現在の低金利の恩恵がしっかりと行き渡るようにする。特に、金利見直し方式では、ほぼ無利子となるような仕組みを検討。
	給付型	世代内の公平性や財源などの課題を踏まえ創設に向けて検討を進め、本当に厳しい状況にある子供たちへの給付型支援の拡充を図る。
	返還	所得に応じて返還額を変化させる新たな制度を平成29年度の進学者から導入。

### ◆「未来への投資を実現する経済対策」について(平成28年8月2日閣議決定)

- ①給付型奨学金については、平成29年度(2017年度)予算編成過程を通じて制度内容について結論を得、実現する。

＜文部科学省における今後の対応＞

副大臣をトップとする検討チームにおいて、有識者等も交えながら引き続き議論を進める。

＜検討事項＞

- ①対象者の選定、②同世代内での公平性、③給付の在り方、④財源の確保

-84-

## 給付型奨学金制度の設計について<これまでの議論の整理>【概要】 文部科学省 給付型奨学金制度検討チーム (平成28年8月31日)

○制度創設の趣旨:「奨学」の考え方を基本としつつ、「育英」の考え方も取り入れた制度

- ・経済的事情により進学を断念せざるを得ない者の進学を後押し
- ・進学費用のために多額の奨学金貸与を受けるといった過度な負担を負うことがないようにすることが適当

○同世代内での公平性

- ・同世代内での進学する者と就職する者の公平性については、給付による支援を受けて進学する機会は両者に平等に与えられており、機会の公平性は担保されている

○対象者の選定

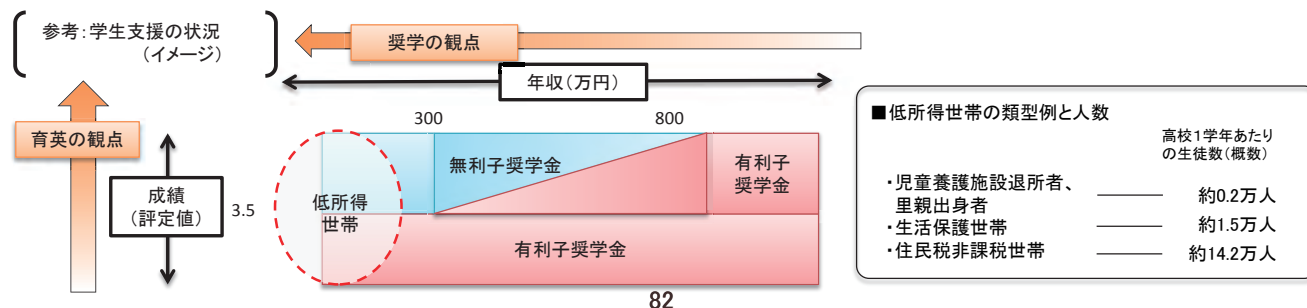
- ・対象とする学校種:大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程(現行の日本学生支援機構の貸与奨学金の対象と同様)
- ・家計基準の設定:低所得世帯を対象(例)児童養護施設出身者、生活保護世帯、住民税非課税世帯等
- ・学力要件の設定:一定の成績基準を設定することを検討。ただし、学校推薦等の方法による選定も検討
- ・給付額:進学を後押しする観点から、負担感を解消するようなものとするのが適当。学校種別や設置主体、通学形態を踏まえ、必要とされる金額を設定

○給付の在り方

- ・入学前の時点で予見可能とし、進学後の学業の状況を確認する仕組みを設けるのが適当
- ・具体的な方法については、返還免除型(ないし条件付給付型)又は事前給付型が考えられる

○財源

- ・給付型奨学金は未来への投資であり、将来は国民全体に社会的便益をもたらす制度
- ・制度改正や税制措置を含めた財源確保の方策について検討することが必要





## 8. 高大接続改革の進捗状況について

83

### 「高大接続改革」の必要性

- 国際化、情報化の急速な進展 → 社会構造も急速に、かつ大きく変革。
- 知識基盤社会のなかで、新たな価値を創造していく力を育てることが必要。
- 社会で自立的に活動していくために必要な「学力の3要素」をバランスよく育むことが必要。

#### 【学力の3要素】

- ① 知識・技能の確実な習得
- ② (①を基にした) 思考力、判断力、表現力
- ③ 主体性を持って多様な人々と協働して学ぶ態度

学力の3要素を多面的に評価する  
**大学入学者選抜**

高等学校教育・大学教育・大学入学者  
選抜の一体的改革(高大接続改革)

学力の3要素を育成する  
**高校教育**

高校までに培った力を  
更に向上・発展させ、  
社会に送り出すための  
**大学教育**

84

## 高大接続改革の議論・検討の流れ

**中央教育審議会へ諮問**「大学入学者選抜の改善をはじめとする高等学校教育と大学教育の円滑な接続と連携の強化のための方策について」(平成24年8月28日)

○ 文部科学大臣から中央教育審議会に対し諮問が行われ、中央教育審議会では総会直属の高大接続特別部会を設置。同年9月から審議を開始。

**教育再生実行会議**「高等学校教育と大学教育との接続・大学入学者選抜の在り方について(第四次提言)」(平成25年10月31日)

○ 高等学校教育の質の確保・向上、大学の人材育成機能の抜本的強化、能力・意欲・適性を多面的・総合的に評価しうる大学入学者選抜制度への転換について提言。

**中央教育審議会**「新しい時代にふさわしい高大接続の実現に向けた高等学校教育、大学教育、大学入学者選抜の一体的改革について(答申)」(平成26年12月22日)

○ 平成24年8月の諮問以来、2年4か月余の審議を経て答申。  
○ 今回の答申は、教育改革最大の課題でありながら実現が困難であった「高大接続」改革をはじめ現実のものとするための方策として、「高等学校教育」「大学教育」及び両者を接続する「大学入学者選抜」の抜本的改革を提言するもの。

**「高大接続改革実行プラン」**(平成27年1月16日)文部科学大臣決定

○ 高大接続答申を踏まえ、高大接続改革を着実に実行する観点から、文部科学省として今後取り組むべき重点施策とスケジュールを示したもの。平成27年1月に文部科学大臣決定として公表。

**「高大接続システム改革会議」**(平成27年3月～平成28年3月)

○ 高大接続答申・高大接続改革実行プランに基づき、高大接続改革の実現に向けた具体的な方策について検討。平成28年3月に最終報告。

※ 自由民主党文部科学部会「高大接続改革に関する小委員会」(平成27年3月～28年3月)においても、議論。

**文部科学省内に検討・準備グループ等を設置**(平成28年4月～)

○ 高大接続システム改革会議「最終報告」を踏まえ、検討・準備グループ等を設置し、具体的制度設計を検討。平成28年8月に進捗状況を公表。

85

## 高大接続改革の全体像イメージ(高大接続システム改革会議最終報告より) —「高等学校教育」「大学教育」「大学入学者選抜」の一体的改革による「学力の3要素」の伸長—

### 高等学校教育改革 《「学力の3要素」の確実な育成》

#### ✓学習指導要領の抜本的な見直し

- ・ 育成すべき資質・能力を踏まえた**教科・科目等**の見直し  
(「歴史総合(仮称)」、「数理探究(仮称)」、情報活用能力を育成する新科目など)
- ・ カリキュラム・マネジメントの普及・促進

#### ✓学習・指導方法の改善

- ・ **アクティブ・ラーニング**の視点からの学習・指導方法の改善
- ・ 教員の**養成・採用・研修**の見直し

#### ✓多面的な評価の推進

- ・ **学習評価の改善**
- ・ 多様な学習成果を測定するツールの充実  
→「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」の導入  
基礎学力の定着度合いを把握し、指導の工夫に生かす仕組み。  
CBT導入を検討。  
(平成31～34年度: 試行実施、平成35年度～: 新学習指導要領に対応)  
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の理解と協力を得て、  
実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映  
→農・工・商業などの検定試験や英語などの民間検定試験の利活用の促進

#### ✓「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

(平成32年度～実施、平成36年度からは新学習指導要領に対応)

- ◎ **思考力・判断力・表現力**の一層の重視
- ・ **記述式問題**の段階的導入  
平成32～35年度: 短文記述式  
平成36年度～: より文字数の多い記述式
- ・ **マークシート式問題**の改善(平成32年度～)
- ・ **CBT**の検討・導入(平成36年度以降の導入を目指す)  
※複数回実施については、日程上の課題やCBTの導入、等化などを中心として、引き続き検討  
→「最終報告」後、文部科学省において、関係団体等の参画を得て、実証的・専門的検討、新テストの実施方針(平成29年度初頭)に反映

#### ✓個別入学者選抜の改革

- ◎ 明確な「入学者受入れの方針」に基づき、**「学力の3要素」を多面的・総合的に評価する選抜へ改善**  
※入学希望者に求める能力と評価方法の関係の明確化とそれに基づく選抜
- ・ **新たな選抜実施ルール**の構築
- ・ 「**調査書**」の改善や「**学修計画書**」等の充実

→「最終報告」後、「大学入学者選抜方法の改善に関する協議」の場で具体的な在り方を検討(平成32年度に実施される選抜から適用)

### 大学入学者選抜改革

### 大学教育改革

#### ✓三つの方針(卒業認定・学位授与、教育課程編成・実施、入学者受入れ)に基づく大学教育の質的転換

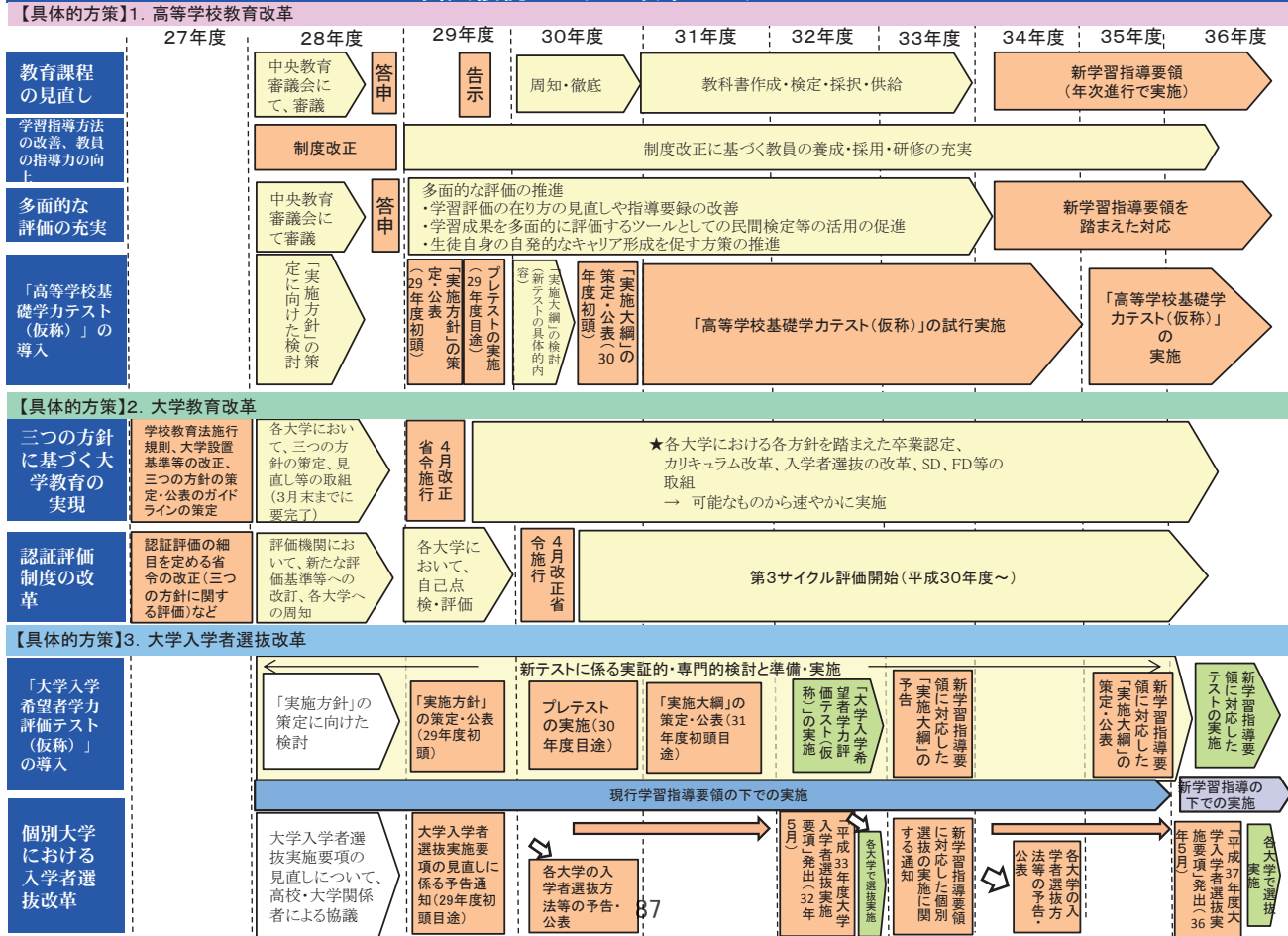
- ・ 関係省令の改正(「三つの方針」の**一体的な策定・公表の制度化**)  
(平成28年3月改正、平成29年4月施行)
- ・ 「三つの方針」の策定・運用に関する「**参考指針**」の作成(平成28年3月)
- ・ 各大学において育成を目指す人材像や具体的な教育活動の明確化
- ・ 入学から卒業までの、**大学教育を充実するためのPDCAサイクルを強化**

#### ✓認証評価制度の改善

- ・ 高大接続改革の趣旨を踏まえた評価項目・方法の改善(「**三つの方針**」に基づく**大学教育の質的転換促進**や、**内部質保証を重視した評価**)  
(平成30年度から始まる第3サイクルの評価に反映)

86

# 高大接続システム改革のスケジュール



## 高大接続改革の進捗状況について

### 1. 高等学校教育改革

平成28年8月31日公表

#### ➤ 教育課程の見直し

- 平成27年8月「論点整理」。平成28年8月「次期学習指導要領等に向けたこれまでの審議のまとめ」を取りまとめ、**年内に答申予定、平成29年度に高等学校学習指導要領改訂予定。**

#### ➤ 学習・指導方法の改善と教員の指導力の向上

- 生徒の資質・能力を育成する「主体的・対話的で深い学び」(アクティブ・ラーニングの視点による学び)について、学習指導要領と一体で議論。
- 教員の資質・能力の向上については、平成27年12月答申。「教育公務員特例法等の一部を改正する法律案」(教特法、免許法、教員センター法の一括改正)が閣議決定され、臨時国会(192回)に提出。

#### ➤ 多面的な評価の推進

- 「基礎テスト(仮称)」とも関連して、民間、校長会、自治体等が実施している多様な検定等の実態、振興・活用方法も検討。
- 学習指導要領の議論の中で、「キャリア・パスポート(仮称)」を検討中。学習指導要領の改訂を踏まえ、指導要録様式例を改訂。「検定試験の評価ガイドライン」の策定に向けて検討。
- 「**高等学校基礎学力テスト(仮称)**」について、文部科学省改革推進本部「高大接続改革チーム」の下に、「**検討・準備グループ**」を設置し、検討中。

### 2. 大学入学者選抜改革

#### ➤ 「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」の導入

- 平成28年4月に「大学入学希望者学力評価テスト(仮称)」**検討・準備グループ**を設置し、**記述式・英語の実施方法・時期等**について検討中。

#### ➤ 個別大学の入学者選抜の改革

- 国公私立の別を問わず、各大学の方針に基づき、受検者を多面的・総合的に評価するための**入学者選抜改革の取組が進展**。
- 委託事業において、複数の大学等が**コンソーシアム**を組み、**地歴公民、理数、情報等に関する新たな評価手法の開発及び普及**に取り組む。
- 高等学校や大学関係者等による「**大学入学者選抜方法の改善に関する協議**」の場で、入学者選抜に関する**新たなルールづくりや調査書・提出書類の改善等**について検討中。

### 3. 大学教育改革

#### ➤ 「三つの方針」に基づく大学教育の質的転換

- ①卒業認定・学位授与、②教育課程の編成・実施、③入学者受入れの「**三つの方針**」の**策定・公表**を各大学に義務付け。
- 「三つの方針」策定・運用に関する**ガイドライン**を国が**作成・配布**。

#### ➤ 認証評価制度の改善

- 「三つの方針」等を共通評価項目とし、平成30年度から認証評価に反映。

※ 上記改革の着実な推進のため、平成29年度高大接続改革関連予算として、**総額64億円**を概算要求。

# 9. 新たな高等教育機関

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化について

### 教育再生実行会議

#### 第5次提言 (H26.7.3)

・社会経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人を育成するとともに、専門高校卒業者の進学機会や社会人の学び直しの機会の拡大に資するため、国は、実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関を制度化する。

#### 第6次提言 (H27.3.4)

・第5次提言で述べた実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化が地域の職業人育成に大きな効果をもたらすことが期待できることから、その実現に向けた取組を推進する。

### 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化に関する有識者会議 (H26.10より開催 H27.3審議のまとめ)

#### 【基本的方向性】

○ 新機関は、大学体系の中に位置付け、学位授与機関とすることを基本とする

(国際的・国内的通用性の確保の重要性や、高等教育体系の多様化の促進のため大学・短大・質の高い専門職業人養成を行う専門学校が移行しうる仕組みとする必要性等を勘案)

#### 【制度化の主要論点】

- 主目的は「質の高い専門職業人養成のための教育」とする
- 実習、実技、演習、実験等を重視  
PBLやインターンシップを積極的に導入
- 教育課程編成や評価に産業界が参画
- 新機関に相応しい設置基準を設置し、国により設置認可 等

### 中央教育審議会諮問 (H27.4.14)

**「個人の能力と可能性を開花させ、全員参加による課題解決社会を実現するための教育の多様化と質保証の在り方について」**

■ 総会に置く特別部会(新設)において、以下の事項をそれぞれ審議

< 検討事項 >

○ 社会・経済の変化に伴う人材需要に即応した質の高い職業人の育成について(新たな高等教育機関の制度化)

・ 社会の人材ニーズに即応し、各職業分野の特性を踏まえた質の高い職業人養成を行うことができる制度設計

・ 高等教育機関としての質を確保し、新機関の学修成果が国際的にも国内的にも適切な評価を受けられる制度の在り方

・ 高校生の進路の選択肢拡大や、より高度な技術や知識の習得を目指して学び直す際に就職後も社会人が学習しやすい仕組み 等

## 実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関の制度化のポイント

### 養成する人材

◎ 変化への対応が求められる中で、基礎・教養や理論にも裏付けられた優れた技能等を強みに、事業の現場の中核を担い、現場レベルの改善・革新を牽引していくことのできる人材

【新たな機関で養成する人材に(将来的に)期待する役割】※ 企業等の活動の次のような側面を先導する者となることを期待

● 生産・サービスの現場で中核的な役割を担う人材等として

・ 生産・サービスの工程の改善やこれを通じた生産性の向上  
・ 高度な技能や洗練された技術・ノウハウによる優れた商品・サービスの提供 など

● その専門性をもって、自ら事業を営み、又はこれを補佐する人材として

・ 新たな付加価値の創造、これを活かした新しい商品・サービスの考案  
・ 新規事業の創出、強みのある製品・サービスを活かした新規市場の開拓 など

◎ 高等教育の修了・入職時点で、専門的な業務を担うことのできる実践的な能力とともに、変化に対応し、自らの職業能力を継続的に高めていくための基礎(伸びしろ)を身に付けた人材

《成長分野等で求められる人材例》

例えば、IT分野で、新たなアイデアの構想・提案等を行うプログラマーやCGデザイナー等 / 観光分野で、接客のプロとして活躍するとともに、現場におけるサービス向上の先導役を果たす人材 / 農業分野で、農産物を生産しつつ、直売、加工品開発等の事業も手掛け、高付加価値化、販路拡大等を先導する人材 など

実践的な職業教育を提供するための独自の基準を整備。

そうした教育を行うことを制度的に義務付けられた大学体系に位置付け機関として制度化。

**修業年限**

◎ 2・3年制及び4年制の**複数の修業年限を制度化**。※高卒後の学生のほか、社会人学生、編入学生など、多様な学習者に、多様な学習機会の選択肢を提供

◎ 4年制課程については、**前期・後期の区分制課程も導入**。  
※ 前期修了後一旦就職してから後期へ再入学する、他の高等教育機関から編入する、社会人が学び直しのために後期から編入するなど、積み上げ型の多様な学習スタイルを想定  
※ 前期修了時に職業資格を取得した上で、後期においては、有資格者であることを前提とした専門実務実習を行うなど、より実践的な職業教育プログラムの提供も可能に

**教育内容・方法**

《実践的な職業教育のためのカリキュラム》

◎ 分野の特性に応じ、**卒業単位のおおむね3～4割程度以上は、実習等(又は演習及び実習等)の科目を修得**。  
◎ 分野の特性に応じ、適切な指導体制が確保された**企業内実習等**を、**2年間で300時間以上、4年間で600時間以上履修**。  
《産業界・地域等のニーズの反映》 \*設置基準等により義務付け  
◎ **産業界・地域の関係機関との連携により、教育課程を編成・実施する体制を機関内に整備** \*設置基準等により義務付け  
《社会人等が学びやすい仕組み》  
◎ **社会人等をパートタイム学生や科目等履修生として積極的に受け入れる仕組みや、短期の学修成果を積み上げ、学位取得につなげる仕組みを整備**。  
※ 長期履修制度の活用、学内単位バンクの整備、モジュール制の導入促進、修業年限の通算・単位認定に関する制度の弾力化

91

**教員**

◎ 実務家教員を、教員組織の中に積極的に位置付け。  
－ **必要専任教員数のおおむね4割以上は、実務家教員とする**。  
－ さらに、**専任実務家教員については、その必要数の半数以上は、研究能力を併せ有する実務家教員とする**。  
\*設置基準等により義務付け  
◎ 設置認可時の教員資格審査では、実務家について、その実務卓越性に基づき、教員としての資格を適切に評価。  
※ 保有資格、実務上の業績、実務を離れた後の年数等を確認。

**入学者の受け入れ**

◎ **専門高校卒業生、社会人学生、編入学生など多様な学生を積極的に受け入れることを、努力義務化**。  
◎ 入学者選抜では、**実務経験や保有資格、技能検定での成績等を積極的に考慮し、意欲・能力・適性等を多面的・総合的に評価**。

**質保証**

◎ 質の高い実践的な職業教育を行う機関としての相応しい設置基準等を制定。  
※ 大学・短期大学設置基準の水準を踏まえつつ、機関の特性に留意し、校地面積や運動場等については、弾力的な対応が可能な基準を設定。  
◎ 各授業科目について同時に授業を受ける学生数を、**原則40人以下**とすることを義務付け。  
◎ **大学・短大と同等又はそれ以上に充実した情報公表**を義務付け。  
◎ 認証評価については、**専門団体との連携により、分野別質保証の観点を取り入れた評価を導入**。  
※ 情報公表及び評価に当たっては、学生、企業等の視点からできる限り客観的な指標を取り入れ。

**研究職の位置付け**

◎ **新たな機関の機能は実践的な専門職業人養成のための「教育」に重点を置くが、理論と実践を架橋する教育を行うためにも、機関の目的には「研究」を含める。** → **職業・社会における「実践の理論」を重視した研究を志向**

**学位**

◎ **実践的な職業教育の成果を徴表するものとして相応しい学位名称を設定**。  
※ 学位の種類としては、大学・短大と同様、「学士」及び「短期大学士」の学位を授与することが適当。  
※ 現行の大学・短大の学位には、専攻分野の名称を付記するものとされているが、新たな機関では、当該専攻分野の名称として、学問分野よりも、産業・職業分野の名称を付記することや、専攻分野に加え、「専門職業」、「専門職」などの字句を併せ付し、専門職業人養成のための課程を修了したことを明確にすること等が適当

**名称**

◎ 例えば、4年制は、「**専門職業大学**」、「**専門職大学**」など。2・3年制は、「**専門職業短期大学**」、「**専門職短期大学**」など。  
※ さらに、幅広い意見を踏まえ、相応しい名称を定めることが適当。

**形態設置**

◎ **大学、短期大学が、一部の学部、学科を転換させるなど、新たな機関を併設し、より多様な学習機会を学生に提供することも可能に**。

**措置 財政**

◎ **必要な財源の確保を図り、実践的な職業教育を行い、専門職業人養成を担う機関として相応しい支援を行っていく**。  
※ 機関に対する**基盤的経費**や**プロジェクト経費**、学生に対する**修学支援**や教員に対する**研究助成の措置**を図ることを基本とする。  
※ 産業界等から求められる人材の養成とそのための多面的な資金導入の好循環が確立された機関となるよう、必要な制度設計等を進めていく。

92



28文科政第63号  
平成28年10月12日

各国立大学の長  
大学及び高等専門学校を設置する地方公共団体の長  
各公立大学の理事長  
大学及び高等専門学校を設置する各学校法人の理事長  
放送大学学術理事長  
大学を設置する各学校設置会社の代表取締役  
各大学共同利用機関法人機構長  
各文部科学省施設等機関の長  
各文部科学省特別の機関の長  
各文部科学省独立行政法人の長  
各文部科学省国立研究開発法人の長  
日本私立学校振興・共済事業団理事長  
公立学校共済組合理事長

殿

文部科学省大臣官房長

(文部科学省最高情報セキュリティ責任者)

佐野 大



(印影印刷)

文部科学省関係機関における情報セキュリティ対策の強化について（通知）

文部科学省は、これまで関係機関に対して「個人情報を含む重要情報の適正な管理について（平成27年6月2日）（別添）」や、「国立大学法人等長・大学共同利用機関法人機構長等会議」等の通知や各種会議等において、情報セキュリティ対策の強化について求めてきたところです。

今般、徳山大学において、構造的メール攻撃による学生の個人情報等が漏えいする事案が発生したことは、公共性の高い組織に対する国民の信頼を大きく損なうものであり、大変遺憾なことです。

については、各機関におかれては、情報セキュリティ対策は組織運営上の最重要課題の一つとの認識の下、個人情報や慎重な管理及び取扱が求められる技術情報等の重要性を再認識いただき、適切な管理及び取扱の徹底を図るようお願いいたします。さらに、情報システムからの漏えい等を防止するための対策に滞れがないかの点検を、組織の長や最高情報セキュリティ責任者（CISO）の主導により早急に実施し、情報セキュリティに関する体制や規程の整備など、情報セキュリティの対策の強化に万全を期していただきますよう改めてお願いいたします。

【本件担当】

文部科学省大臣官房政策課

情報システム企画室 風間、夏目

TEL：03-5253-4111 (内) 2248

E-mail: seijoh@next.go.jp

## 10. 文部科学省関係機関における情報セキュリティ対策の強化について



【機密性2】

27文科政第42号  
平成27年6月2日



各 国 立 大 学 法 人 の 長  
各 大 学 共 同 利 用 機 関 法 人 機 構 長  
各 文 部 科 学 省 省 長 特 別 機 関 長  
各 文 部 科 学 省 省 長 特 別 機 関 長  
各 文 部 科 学 省 省 長 特 別 機 関 長  
日 本 私 立 学 校 協 会 共 済 事 業 団 理 事 長  
放 送 大 学 学 園 理 事 長  
公 立 大 学 校 共 済 組 合 理 事 長



文部科学省大臣官房長  
戸 谷 一 平

個人情報を含む重要情報の適正な管理について（通知）

今般、日本企業機構において、サイバー攻撃により個人情報が大規模に流出する事案  
がありました。本事案は露的型メール攻撃によるものと言われていますが、国民の安心  
安全が脅かされることとなり、関係機関においてもこのような事案があつてはならない  
ことです。  
各機関においては、職員等に対し、不注意により不審なメールを開くことが無いよう  
周知頂くとともに、個人情報の適切な管理に関する定め及び情報セキュリティ関係規則  
に基づく情報の適切な取扱いについて周知徹底をお願いします。  
また、個人情報を含む重要情報を情報システムにおいて扱う必要がある場合は、サイ  
バー攻撃による類似の被害が発生していないか、今一度点検をお願いします。  
万が一、個人情報を含む重要情報の漏えいが判明した場合には、直ちに文部科学省へ  
報告するようお願いいたします。

【本件担当】  
文部科学省大臣官房政策課情報システム企画室  
TEL: 03-5253-4111 (内線 2248)  
文部科学省大臣官房総務課文書情報管理室  
TEL: 03-5253-4111 (内線 3002)

# 核融合関連研究標的が

## 富山大施設 サイバー被害

核融合の研究は、原子力発電の代替として、  
環境に優しいエネルギーとして期待されて  
いる。富山大学に設置された核融合研究施設  
が、サイバー攻撃を受けた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。  
この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。

この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。  
この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。

核融合研究の重要なデータを盗まれた。  
この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。

核融合研究の重要なデータを盗まれた。  
この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。

核融合研究の重要なデータを盗まれた。  
この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。

核融合研究の重要なデータを盗まれた。  
この攻撃は、核融合研究の重要なデータを  
盗まれた。この攻撃は、核融合研究の  
重要なデータを盗まれた。この攻撃は、  
核融合研究の重要なデータを盗まれた。

サイバー攻撃を受けた富山大学の核融合研究施設。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。

核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。

### 大学セキュリティに課題

大学セキュリティに課題。サイバー攻撃を受けた富山大学の核融合研究施設。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。

核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。この攻撃は、核融合研究の重要なデータを盗まれた。

